

# 大和高田市公報



市の木: さざんか

# 目 次

条例 6	3
大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例(議会)	3
新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特	Ŧ
別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行	ĵ
に伴う関係条例の整備に関する条例(法務情報課)7	7
大和高田市犯罪被害者等支援条例(生活安全課)8	3
大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例(介護保険課)	)
大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する	)
条例(介護保険課)10	)
大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例(土木管理課)29	)
大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例(営繕住宅課) 29	)
大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例(営繕住宅課) 30	)
大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例(水道総務課)30	)
<b>規則</b>	1
大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則(社会福祉課).31	1
大和高田市犯罪被害者等支援条例施行規則(生活安全課)32	2
大和高田市消防団員等工務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一	-
部を改正する規則(危機管理課)39	)
大和高田市商工業振興促進条例施行規則の一部を改正する規則(産業振興課)40	
大和高田市会計規則の一部を改正する規則(会計課)49	
大和高田市休日診療所条例施行規則(健康増進課)50	
大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則を廃止する規則(社会福祉課)50	
大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(営繕住宅課)51	1
大和高田市生活管理指導短期宿泊事業実施規則を廃止する規則(地域包括支援課)53	3
<b>訓令</b>	3
大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令(営繕住宅課)53	
告示	1
放置自転車の移動、保管(生活安全課)54	
住民票の職権消除(市民課)55	
住民票の職権消除(市民課)55	
引取りのない自転車等の処分(生活安全課)56	
令和3年度大和高田市一般会計補正予算(第13号)等の予算の要領の公表(財政課)56	
令和3年し尿くみ取り手数料集金事務委託の告示(環境衛生課)95	
市道路線認定に関する告示(土木管理課)95	
市道の区域の決定及び供用の開始に関する告示(土木管理課) 96	
市道の路線の変更に関する告示(土木管理課)97	
市道の区域の変更に関する告示(土木管理課))97	7

市道の供用の開始に関する告示(土木管理課)	97
市道の区域の変更及び供用の開始に関する告示(土木管理課)	98
市道の路線の認定に関する告示(土木管理課)	99
指定居宅介護支援事業者の指定の廃止(介護保険課)	99
収納事務委託の告示(企画創生課)	99
指定納付代理者の指定の告示(企画創生課)	100
大和高田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱を廃止する告示(営繕住宅課)	100
大和高田市生活習慣改善事業実施要綱の一部を改正する告示(健康増進課)	100
大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱の一部を改正する告示(企画創生課)	101
大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱(地域包括支援課)	101
大和高田市障害者に係る成年後見制度支援事業実施要綱(社会福祉課)	107
大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示(社会	福祉課) 113
大和高田市高齢者短期宿泊事業実施要綱(地域包括支援課)	114
固定資産課税台帳の縦覧期間等(税務課)	119
大和高田市総合福祉会館に係る指定管理者の指定(社会福祉課)	120
大和高田市高田温泉さくら荘に係る指定管理者の指定(社会福祉課)	120
大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱の一部を改正する告示(保険医療課)	) 121
大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱(学校教育課)	121
大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱(学校教育課)	126
公告	
令和3年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託に関する条件	,
入札公告(契約監理室)	128
農用地利用集積計画の縦覧(産業振興課)	131
総合福祉会館空調改修工事に関する条件付き一般競争入札公告(契約管理室)	131
浮孔小学校既存校舎解体工事(再度)に関する条件付き一般競争入札公告(契約監理:	室)134
令和3年度大和高田市ケアプラン点検業務委託に関する条件付き一般競争入札公告(	
大和高田市新庁舎4面マルチディスプレイ機器購入に関する条件付き一般競争入札公	告(契約監理
室)	
高田商業高等学校ネットワーク認証基盤整備事業機器等の購入(再度)に関する条件	
入札公告(契約監理室)	
GIGAスクール構想推進事業(既実施事業の追加)機器等の購入(再度)に関する条何	
争入札公告(契約監理室)	
都市計画法第62条第1項の規定による事業計画の図書の写しの縦覧(都市計画課)	
教育委員会	
教育委員会3月臨時委員会の招集(教育総務課)	
教育委員会 3 月定例委員会の招集(教育総務課)	
教育委員会3月臨時委員会の招集(教育総務課)	
農業委員会	
大和高田市農業委員会3月定例委員会(農業委員会)	
大和高田市農業委員会規程の一部を改正する告示(農業委員会)	
上下水道事業	
大和高田市公共下水道の供用及び処理開始の告示(水道総務課)	
水道事業指定給水装置工事事業者の廃止(水道総務課)	
水道料金及び下水道使用料の収納事務を委託(水道総務課)	150

	指定給水装置工事事業者の指定(水道総務課)	150
	配水管布設替工事(S0)・消火栓布設替工事(消01)に関する条件付き一般競争入札公告	(水
	道工務課)	150
	配水管布設替工事(S02)に関する条件付き一般競争入札公告(水道工務課)	153
静	養会事務局	156
	市長の専決処分事項の指定について (議会事務局)	156

# 公布された条例のあらまし

## ◇大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例(議会)

#### 1 理由

令和3年4月1日に施行する大和高田市行政組織条例の一部改正に伴い、行政組織機構改革を受けて、市議会常任委員会の所管する部局の名称が変更及び追加となることに伴い、規程を改正するものです。

- 2 内容
  - ・第2条第2項第1号中「財務部」を「総務部」に、同項第2号「市民部」を「市民生活部、地域振興部」に改めます。
  - ・附則で、新たに委員の選任等を要しない旨の経過措置を講じます。 また、所管事務調査及び付託されている継続審査事件は引き続き新条例に基づく常任委員会で 行うこととする旨の経過措置を講じます。
- 3 施行期日

令和3年4月1日

- ◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(法務情報課)
- 1 理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止により、新型コロナウイルス感染症を定義する同法附則1条の2及び同令第1条が削られたことに伴い、同条を引用する例規について所要の改正を行うものです。

- 9 内宏
  - 1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条を引用する方法により 新型コロナウイルス感染症を定義する次に掲げる規定を、同条を引用することなく直接定義す る規定に改めます。
  - ① 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)第36条の20 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2を引用する方法により新型コロナウイルス感染症を定義する次に掲げる規定を、同条を引用することなく直接定義する規定に改めます。
    - ① 大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)附則第14項
    - ② 大和高田市国民健康保険条例(昭和36年条例第1号)附則第2項
    - ③ 大和高田市国民健康保険天満診療所条例(昭和32年条例第21号)附則第3項
- 3 施行期日

公布の日

#### ◇大和高田市犯罪被害者等支援条例(生活安全課)

1 理由

犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等を支援するための施策を総合的に推進していくため、施策の基本となる事項を定める条例を制定するものです。

#### 2 内容

- 1 犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、関係機関等と相互に連携を図り施策を推進します。(第3条~第5条関係)
- 2 相談に応じ情報の提供や助言を行う窓口を設置します。 (第6条関係)
- 3 次の区分による見舞金を支給します。(第7条関係)

遺族見舞金300,000円

傷害見舞金100,000円

- 4 居住の安定を図るため必要な施策を講じます。 (第8条関係)
- 5 市民等の理解を深めるための広報啓発を行います。(第9条関係)
- 6 民間支援団体が犯罪被害者等への支援を円滑に実施できるよう必要な支援を行います。(第 10 条関係)
- 3 施行期日

令和3年4月1日

## ◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例(介護保険課)

1 理由

第8期介護保険事業計画期間における介護保険料の保険料率の改定及び平成30年度税制改正に伴う介護保険法施行令の改正を受けた規定整備を行うほか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法を引用する規定について所要の改正を行うものです。

- 2 内容
  - 1 第8期介護保険事業計画期間(令和3年度から令和5年度)における第1号被保険者介護保 険料の保険料率を改定します。(第4条関係)
  - 2 令和3年度から令和5年度の居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定における給与 所得又は公的年金等に係る所得を有する第一号被保険者の合計所得金額の計算について、給与 所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の 金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除する措置を行います。(新附 則第10条関係)
  - 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により新型コロナウイルス感染症を定義する同 法附則第1条の2が削られたことに伴い、同条を引用する附則第9条について、新型コロナウ イルス感染症の定義を明記する規定に改めます。(附則第9条関係)
- 3 施行期日

令和3年4月1日 (第4条及び新附則第10条関係)

公布の日 (附則第9条関係)

# ◇大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する 条例(介護保険課)

1 理由

社会保障審議会介護給付費分科会の議論を受け、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び 運営に関する基準等に係る関係各省令の改正に倣い、規定の整備を行うものです。

- 2 内容
  - 1 大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正(第 1条関係)
  - 2 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部 改正 (第2条関係)
  - 3 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介

護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正(第3条関係)

- 4 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密 着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一 部改正(第4条関係)
- 3 施行期日

令和3年4月1日

一部のみ令和3年10月1日

# ◇大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例(土木管理課)

1 理由

道路法の改正により定義された自動運行補助施設について、交通事故の防止を図るため必要がある場合に設置することを義務付ける旨の改正を行うとともに、同改正により歩行者利便増進道路の指定制度が創設されたことを受け、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めるほか、所要の改正を行うものです。

- 2 内容
  - 1 交通安全施設に自動運行補助施設を加えます。(第32条関係)
  - 2 参酌基準たる道路構造令に倣って、歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めます。 (新第42条関係)
  - 3 道路構造令の改正による引用条項のずれを改めます。(第4条、第6条、第10条及び第4 1条関係)
- 3 施行期日

公布の日

## ◇大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例(営繕住宅課)

1 理由

入居者資格について、公正な審査の実行性を担保することが困難である要件を削除するとともに、入居手続に関する規定の整備を行うほか、この条例により改正された条文を準用する大和高田市改良住宅等条例について、所要の改正を行うものです。

- 2 内容
  - 1 入居者の資格として「公共料金等を滞納していないこと」を要件としていることについて、 全ての公共料金等に係る滞納の有無を確認することが不可能なこと等から、当該要件を削除します。(第6条関係)
    - 2 入居手続の際に提出を求める文書を、請書から契約書に改めます。 (第11条関係)
    - 3 大和高田市改良住宅等条例の手続においては、引き続き請書を使用できるよう、同条例第 6条第2項において、請書により手続を行うことを可能とします。(附則第3項関係)
  - 4 その他所要の改正を行います。
- 3 施行期日

令和3年4月1日

## ◇大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例(営繕住宅課)

1 理由

公営住宅等整備基準で定められている住戸の基準を満たしていない老朽化した単身者住宅について、当該基準を満たすための改修を行うことが経済面において合理的ではないため、現在、空き家となっているものについて用途廃止を行い、地域の治安維持や安全性への配慮から、来年度以降に順次、解体を予定するものです。

#### 2 内容

1 下記の単身者住宅について用途廃止を行います。 (別表関係)

・市場単身者住宅(昭和48年度築) 2戸

・曙町単身者住宅(昭和51年度築) 2戸

(昭和52年度築) 2戸

・土庫単身者住宅(昭和51年度築) 2戸

(昭和52年度築) 2戸

(昭和54年度築) 2戸

- 2 その他所要の改正 (別表関係)
- 3 施行期日 令和3年4月1日

# ◇大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例(水道総務課)

1 理由

総務省からの要請を受け、令和2年度に経営戦略を策定したところ、給水収益が3.76%減少した場合でも施設更新をしながら安定的な経営を維持できることが判明したため、水道料金を引き下げる改正を行うものです。

- 2 内容
  - 1 1 m³当たりの従量料金について、1月当たりの使用量が1 m³以上10 m³以下のときは145 円に、10 m³を超え20 m³以下のときは190円に、20 m³を超え50 m³以下のときは245 円に引き下げます。 (第29条関係)
- 3 施行期日

令和3年4月1日

## 条例

#### 条例第1号

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市議会委員会条例の一部を改正する条例

大和高田市議会委員会条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「財務部」を「総務部」に改め、同項第2号中「市民部」を「市民生活部、 地域振興部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の大和高田市議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に 基づく各常任委員会の委員、委員長又は副委員長である者は、それぞれこの条例による改正後の大 和高田市議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく常任委員会の委員、委員長又は 副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その委員の任期は、旧条例の規定に基づく各常 任委員会委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づく各常任委員会の所管事務調査事項及び付託されている継続審査事件は、それぞれ新条例第2条の規定により当該事項及び事件を所管することとなる常任委員会の所管事務調査事項及び付託された継続審査事件とみなす。

## 条例第2号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策 特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

第36条の20第1項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(大和高田市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 大和高田市国民健康保険税条例(昭和32年条例第20号)の一部を次のように改正する。 附則第14項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則 第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染 症」という」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが 新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ」に改める。

(大和高田市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 大和高田市国民健康保険条例(昭和36年条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ」に改める。

(大和高田市国民健康保険天満診療所条例の一部改正)

第4条 大和高田市国民健康保険天満診療所条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改 正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 条例第3号

大和高田市犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
  - (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
  - (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っているものをいう。
  - (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
  - (5) 関係機関等 国、奈良県その他の関係機関、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に 関係するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。
  - (1) 犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が 尊重されること。
  - (2) 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況そ の他の事情に応じて適切に講ぜられること。
  - (3) 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、当該犯罪被害者等の立場に立って適切かつきめ細やかで途切れることなく提供されること。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推 進するものとする。
- 2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等と相互に連携を図るものとする。 (市民等の責務)
- 第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害する ことのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力 するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市長は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市長は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。
- 第7条 市長は、犯罪被害者等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給するものとする。
  - (1) 遺族見舞金 300,000円
  - (2) 傷害見舞金 100,000円
- 2 前項の規定による見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(居住の安定)

第8条 市長は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定 を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市長は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努める ものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市長は、民間支援団体が、犯罪被害者等への支援を円滑に実施することができるよう必要 な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等による被害について適用する。

## 条例第4号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例(平成12年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「35,760円」を「37,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「53,640円」を「56,760円」に改め、同項第4号中「64,320円」を「68,040円」に改め、同項第5号中「71,520円」を「75,600円」に改め、同項第6号中「85,800円」を「90,720円」に改め、同号ア中「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「92,880円」を「98,280円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「107,280円」を「13,400円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第9号中「121,560円」を「128,520円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「132,240円」を「139,800円」に改め、同項第11号中「143,040円」を「151,200円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「21,480円」を「22,680円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「35,760円」を「37,800円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「35,760円」を「37,800円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」を「令和3年度から令和5年度」を「令和3年度から令和5年度」を「令和3年度から令和5年度」を「令和3年度」を「今和3年度」を「令和3年度」を「今和

年度」に、「50,160円」を「52,920円」に改める。

附則第9条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が 含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号 ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号に係る部分に限る。)の規定の適用については、 同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条 第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額に ついては、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定 によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零 とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例の規定中第4条の改正規定及び附則に1条を加える改正規定は令和3年4月1日から、 附則第9条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料 については、なお従前の例による。

# 条例第5号

大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する 条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例

(大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)」を

「第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第34条)

第6章 補則(第35条)

」に改める。

第4条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第 1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな ければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について は、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第16条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

- (18) の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。
- 第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第22条に次の1項を加える。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
  - 第22条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する 指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、かつ、非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計 画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業 所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による 掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第6章 補則

(電磁的記録等)

- 第35条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正 本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙 その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定され るもの(第10条(前条において準用する場合を含む。)及び第16条第24号(前条において 準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書 面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によ り行うことができる。
- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾 その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で 行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、 書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することがで きない方法をいう。)によることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に、「第6条第1項」を「同条 第1項」に改め、附則に次の1項を加える。 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者(以下「管理者」という。)が主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第6条第2項」と、「介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を同条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

(大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正) 第2条 大和高田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 24年条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第203条」を「第203条・第204条」に改める。 第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第1 18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行 うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「第151条第12項」を「第47条第4項第1号及び第151条第12項」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64条第1項」に改め、同項第6号中「第64条第1項」を「第47条第4項第5号、第64条第1項」に改め、同項第7号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に改め、同項第8号中「第64条第1項」を「第47条第4項第7号、第64条第1項」に改め、同項第8号中「第5章」を「第47条第4項第8号及び第5章」に改める。

- 第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第32条に次の1項を加える。
- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなけ ればならない。
  - 第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、かつ、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
  - 第33条に次の1項を加える。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看

護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電 話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するととも に、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の 防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由 に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会(」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。」を加える。 第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を 検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するととも に、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号及び第3号中「専ら」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、 同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支 障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介 護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者から の通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
  - (1) 指定短期入所生活介護事業所
  - (2) 指定短期入所療養介護事業所
  - (3) 指定特定施設
  - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
  - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - (6) 指定地域密着型特定施設
  - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支 障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サー ビスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との」を 「、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を 構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下 この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な」に、「、当該他の指定訪問介護事 業所の訪問介護員等」を「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対 応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前 項」を「前項本文」に、「、指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合(第32条第2項ただ し書の規定により当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪 問介護看護事業所の業務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者 の処遇に支障がないときは」を「、オペレーションセンターサービスについては」に、「、定期巡 回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪 問介護事業所の従業者に行わせる」を「、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づ き、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又 はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。 第57条に次の1項を加える。
- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建 物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する 利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「、第33条から第38条まで、第40条及び第41条」を「、第32条の2から第38条まで及び第40条から第41条まで」に、「、第33条及び第34条」を「、第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の7第4項中「厚生労働大臣」を「市長」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者 等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を 受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ 相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止す るための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努め」を「、次に掲げる措置を講じ」に改め、 同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会(」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。」を加える。

第59条の20中「、第34条から第38条まで」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の20の3中「、第34条から第38条まで」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「第34条において同じ」を「第34条第1項において同じ」に、「、第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「委員会(」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。」を加える。

第59条の38中「、第34条から第38条まで」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に、「、第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4

項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」を「第82条第7項、第110条第9項」に改める。 第66条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 同項の管理者は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷 地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。この場合において、共用型指定 認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、管理者は、当該共用型指定認知症対応 型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事 することができる。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「、第34条から第38条まで」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条の2」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」として改める。

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設」を「、指定介護者人福祉施設、介護者人保健施設、指定介護療養型医療施設」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護者人福祉施設又は介護者人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「、第111条第2項」を「、第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から大和高田市介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の大和高田市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の大和高田市介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「、第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条」を「、同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「、第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第110条第1項中「除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次の ただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況

把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同 生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるとき は、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の 員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるた めに必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の市長が定める研修を修了している者を置くことができる。
  - 第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
- 第113条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。
- 第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。
  - (1) 外部の者による評価
  - (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護 事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。
  - 第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。
    - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 第123条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、 准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を 有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる ために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条」を「、第32条の2、第34条から第36条まで、第38条、第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」

を削り、「第6章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型 通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

- 第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第146条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型 特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する 政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る 基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。第149条中「、第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に、「、第34条中」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域 密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に 支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同条第3項ただし書 中「、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178 条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を 除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(奈良県指定介護老人福祉 施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年奈良県条例第14号)。以下「奈良 県指定介護老人福祉施設基準条例」という。) 第45条に規定するユニット型指定介護老人福祉施 設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユ ニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(奈良県指定介護老人福祉施設基準条例第 54条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) 又は指定地域密着型介護老人福祉施設 にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施 設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の 規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き」を削り、同条第8項中「第1項」を「第1項 第2号及び第4号から第6号まで」に、「、栄養士」を「、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、 同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第3号及び第 4号中「栄養士」を「栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同条第13項中「、栄養士又は機能訓 練指導員について」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員について」に改める。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」 を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、 自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わな ければならない。

# (口腔衛生の管理)

- 第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
  - 第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。
  - (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 第169条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言 動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを 防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」 を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「、第34条、第36条、第38条」を「、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア) ただし書の規定により一の居室の定員を2人とした場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」 を加える。

- 第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第187条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資

格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「、第34条、第36条、第38条」を「、第32条の2、第34条、第36条、第38条、第40条の2」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第202条中「、第34条から第38条まで、第40条、第41条」を「、第32条の2、第34条から第38条まで、第40条から第41条まで」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「、第59条の13中」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

第203条を第204条とし、第203条として次の1条を加える。 (電磁的記録等)

- 第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。)、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項(第189条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 大和高田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護 予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成26年条例第24号)の一部を次の ように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)」を

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条)

第6章 補則(第35条)

」に改める。

第2条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を

- 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第 1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな ければならない。
  - 第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
    - (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 第20条に次の1項を加える。
- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
  - 第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する 指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、かつ、非常時の体制で早期の業務再開を図るための 計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じな ければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計 画の変更を行うものとする。
  - 第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。) を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
  - 第23条に次の1項を加える。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
  - 第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 補則

(電磁的記録等)

- 第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他 これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正 本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙 その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定され るもの(第9条(前条において準用する場合を含む。)及び第32条第26号(前条において準 用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面 に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない 方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により 行うことができる。
- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾 その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で 行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、 書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することがで きない方法をいう。)によることができる。

(大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第4条 大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条・第92条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、 適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第9条第2項中「同条第7項」を「第44条第7項及び第71条第9項」に改める。

第10条第1項ただし書を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。この場合において、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がないときは、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

- 第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第28条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症 対応型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規 定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護 に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、 利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、かつ、非常時の体 制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、 業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に 応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
  - (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止 のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護 護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止する

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護後業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会(」の次に「テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。」を加える。 第44条第6項の表中「、指定地域密着型介護老人福祉施設」を「、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」に、「、指定認知症対応型通所介護事業所、 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、 同条第7項中「もの(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条第2項を次のように改める。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により 当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認め た場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から大和高田市介護保 険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項におい て同じ。)の終期まで(市が次期の大和高田市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に 代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用する ことがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の大和高田市介護保険事業計画の終期ま で)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小 規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「、第31条から第36条まで、第37条(第4項」を「、第28条の2、第31条から第39条まで(第37条第4項」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「除く。)をいう。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、 同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の市長が定める研修を修了した者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所にあっては、1又は2)」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加える。

第79条中「指定密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- 第81条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者 等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を 受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活 介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし た言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害され ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「、第31条から第34条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条、第39条(第5項」を「、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項」に改め、「規程」と、」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価
- 第91条を第92条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、

書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中大和高田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第16条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の大和高 田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(以下「新指定居宅介護支援 等基準条例」という。) 第4条第5項及び第30条の2 (新指定居宅介護支援等基準条例第34条 において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の大和高田市指定地域密着型サービス の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。) 第3条第3項及び第40条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第5 9条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、 第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の大和高田 市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための 効果的な支援の方法の基準等に関する条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第 2条の5第5項及び第28条の2 (新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合 を含む。)並びに第4条の規定による改正後の大和高田市指定地域密着型介護予防サービスの事業 の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法の基準に関する条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条 第3項及び第37条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において 準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講 じるように努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第21条(新指定居宅介護支援等 基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第31条、第5 5条、第59条の12(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合 を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(新地域密着型サービス基準条例第202条に おいて準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条、新指定介護 予防支援等基準条例第19条(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含 む。)、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用につ いては、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する 規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防 止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第32条の2(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第20条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第24条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービス基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準条例第22条の2(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

第5条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 第6条 この条例の施行の日以降、当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 第7条 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室、療養室又は病室(以下この条において「居室等」という。)であって、第2条の規定による改正前の地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

第8条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 第9条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)
- 第10条 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第11条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するととも。

## 条例第6号

大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例

大和高田市道の構造の技術的基準に関する条例(平成24年条例第31号)の一部を次のように改正する。

- 第4条中「第41条」を「第42条」に改める。
- 第6条第7項及び第10条第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。
- 第32条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。
- 第40条第3項及び第41条第2項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。
- 第41条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

- 第42条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。
- 3 歩行者利便増進道路(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律 第91号)第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。)は、同項に規定する道路移動等円滑 化基準に適合する構造とするものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 条例第7号

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅条例の一部を改正する条例

大和高田市営住宅条例(平成9年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号中「及び公共料金等」を削る。

第11条第1項第1号及び第3項中「請書」を「契約書」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第11条第1項第1号の規定により 提出されている請書は、この条例による改正後の第11条第1項第1号の規定により提出された契 約書とみなす。

(大和高田市改良住宅等条例の一部改正)

3 大和高田市改良住宅等条例(平成9年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「改良住宅等を大和高田市営住宅条例(平成9年条例第34号。この条において「市営住宅条例」という。」第2条第1号に規定する市営住宅とみなして、市営住宅条例」を「大和高田市営住宅条例(平成9年条例第34号。この条において「市営住宅条例」という。)」に改め、同条第2項中「)」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と」の次に「、第11条第1項第1号及び第3項中「契約書」とあるのは「請書」と」を加え、「及び第22条第3項中「等の修繕に要する費用」とあるのは「の修繕に要する費用」」を「、第3項及び第22条第3号中「等の修繕」とあるのは「の修繕」」に改める。

## 条例第8号

大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市単身者住宅条例の一部を改正する条例

大和高田市単身者住宅条例(平成9年条例第36号)の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

別表 (第2条関係)

名称	建設年度	所在地	戸数
曙町単身者	昭和48年度	大和高田市曙町669番地	4
住宅	昭和53年度	大和高田市曙町669番地	3
土庫単身者	昭和48年度	大和高田市土庫一丁目566番地2	4
住宅	昭和53年度	大和高田市土庫一丁目566番地2	2

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### 条例第9号

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大和高田市水道事業給水条例(昭和33年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項の表中「160円」を「145円」に、「200円」を「190円」に、「250円」を「245円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第29条第1項の規定は、令和3年6月に調定すべき料金から適用する。

# 規則

#### 規則第3号

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則の一部を改正する規則 大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則(令和2年規則第15号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 殿

(申込者名) 印

「ヒサかた」利用申込書

大和高田市若者の居場所づくり事業の実施に関する規則第6条の規定により、若者の居場所「ヒサかた」の利用を下記のとおり申し込みます。

記

利用を希望する者の氏名等	氏 名         生年月日         住 所         連 絡 先
利用を希望する者の状況	下のチェック欄(□)に「✔」を記入してください。 □就学又は就業している □職業訓練又は就職活動をしている □進学準備をしている

	□不登仪又は長期頒養中 □その他(	)
<下記は職員記入欄>		
□添付資料(		)

口子必持力が長期時業中

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前になされた居場所の利用申込みについては、なお従前の例による。

## 規則第4号

大和高田市犯罪被害者等支援条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市犯罪被害者等支援条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、大和高田市犯罪被害者等支援条例(令和3年条例第3号。以下「条例」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例において使用する用語の例及び当該各号に定めるところによる。
  - (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた 人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本 文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条 又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。
  - (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病(負傷又は疾病(精神的な疾病を含む。)であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。以下同じ。)をいう。
  - (3) 犯罪被害者 犯罪行為により犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった 犯罪行為が行われた時において市内に住所を有していたものをいう。

(遺族見舞金の支給対象)

- 第3条 条例第7条第1項第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち次項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者(以下「第1順位遺族」という。)とする。
- 2 前項の遺族の範囲は、犯罪被害者の死亡の時において次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
  - (3) 犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(前号に該当する者を除く。)

- 3 前項に規定する遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母にあっては、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 前 2 項の規定により第 1 順位遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、当該第 1 順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第4条 条例第7条第1項第2号に規定する傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪 行為により重傷病を負った犯罪被害者であって当該犯罪行為を受けた時から引き続き市内に 住所を有しているもの(犯罪行為を受けた時から引き続き市内に住所を有していないものであ って、市長が特別の事由があると認めるものを含む。)とする。

(犯罪被害者等見舞金の支給の制限)

- 第5条 市長は、次に掲げる場合には、遺族見舞金及び傷害見舞金(以下「犯罪被害者等見舞金」 という。) を支給しないことができる。
  - (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上 あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。)と加害者の間にアからウまでのい ずれかに該当する親族関係があるとき。
  - ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)
  - イ 直系血族 (親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情 にあった場合を含む。)
  - ウ 兄弟姉妹
  - (2) 犯罪被害者又は第1順位遺族が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪被害につき、犯罪被害者又は第1順位遺族にもその責めに帰すべき行為があったとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。 (遺族見舞金の額の調整)
- 第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、条例第7条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

- 第7条 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下「遺族見舞金申請者」という。)は、大和高田市 遺族見舞金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を 証明することができる書類
- (2) 遺族見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄に関する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書
- (6) 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、遺族見舞金申請者が 犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることがで きる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

- 第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする者(以下「傷害見舞金申請者」という。)は、大和高田市 傷害見舞金支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 重傷病を受けた日、治療に要する期間及び重傷病の状態に関する医師の診断書
  - (2) 傷害見舞金申請者の住民票の写し
  - (3) 傷害見舞金申請者本人であることを確認することができる書類の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(犯罪被害者等見舞金の支給申請の期限)

第9条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った 日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を 経過したときは、することができない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定等)

- 第10条 市長は、第7条又は第8条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、犯罪被害 者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、大和高田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)支給決定通知書(様式第3号)又は大和高田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)不支給決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の請求)

第11条 前条第2項の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、その給付を受けようとするときは、大和高田市犯罪被害者等見舞金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金の支給決定の取消し等)

- 第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等見舞金の 支給決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額の返還を求めるも のとする。
  - (1) 第5条各号に掲げるいずれかの事由に該当し、犯罪被害者等見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給決定又は犯罪被害者等見舞金の支給を受けたとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、この規則に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、大和高田市犯罪被害者等 見舞金支給決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(居住支援の対象等)

- 第13条 条例第8条の施策の対象となる犯罪被害者等は、警察機関への照会により犯罪被害を受けたことが確認でき、かつ、現に住宅に困窮していることが明らかな者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者
  - (2) 現在居住している住居又はその付近において犯罪等が行われたために当該住居に居住し続けることが困難となった者
- 2 市長は、前項の規定により該当する犯罪被害者等が安全で安定した生活を過ごせる住居を確保できるよう、関係機関等と連携を図り公営住宅に関する情報提供、連絡調整等を行うものとする。

(報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し報告を求め、及び調査を行うことができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- 3 市長は、前項の照会を警察機関に対して行うときは、必要に応じて照会書(様式第7号)により行うものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

様式第1号(第7条関係)

大和高田市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者住所氏名

印

電話番号

被害者との続柄

次のとおり、遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時			年	月	日			
		午前	句・午後		時頃			
犯罪行為	の行われた場所							
被害者	フリガナ							
	氏名							
	生年月日		年	月	日			
	犯罪行為の行われた							
	当時の住所							
	死亡年月日		年	月	日			
犯罪被害	の発生状況							
加害者氏	名及び被害者又は第1順							
位遺族と	の間の親族関係の有無		有(	(		) • 無	<del>Κ</del>	
死亡前の傷害見舞金の支給の有無				有	•	無		
取扱警察署及び受理番号等						警察署		
		年	月	日	第	号		
他の第	氏 名	犯罪被害者と	の続柄			住	所	
1 順位								
の遺族								

(同意確認事項)

- (1) 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、大和高田市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- (2) 本申請において第1順位遺族が複数人いるとき、又は遺族見舞金の支給決定を受けた後に他にこの見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決いたします。

氏 名

印

様式第2号(第8条関係)

大和高田市傷害見舞金支給申請書

年 月 日

大和高田市長 様

申請者 住 所

氏 名

囙

電話番号

次のとおり、傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃
犯罪行為	の行われた場所	
被害者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
	犯罪等の行われた	
	当時の住所	
犯罪被害	の発生状況	
加害者氏	名及び	
被害者と	の親族関係の有無	有 ( )・ 無
負傷又は疾病の状態		別添診断書のとおり
取扱警察署及び受理番号等		警察署
		年 月 日 第 号

(状況調査に係る同意確認事項)

犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、大和高田市長が警察署等の関係機関 に調査等を実施することに同意します。

氏 名

印

様式第3号(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

大和高田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)支給決定通知書

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害 見舞金)については、下記のとおり支給することに決定しましたので通知します。

記

見舞金の額

金

円

様式第4号(第10条関係)

第 号年 月 日

大和高田市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害見舞金)不支給決定通知書

様

大和高田市長

印

年 月 日付けで支給の申請がありました犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・傷害 見舞金)については、下記の理由により、支給しないことに決定しましたので通知します。

記

### 理由

#### (教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

大和高田市犯罪被害者等見舞金請求書

大和高田市長 様

申請者 住 所 氏 名 電話番号

囙

次のとおり、犯罪被害者等見舞金の支給を請求します。

請	求 金 額	円
見舞金支給	央定通知書の番号等	年 月 日付け第 号
見舞金の種類	類	遺族見舞金・傷害見舞金
見舞金の	金融機関名	
振込先		
	支店名	
	預金種別	普通 ・ 当座
	4	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

様式第6号(第12条関係)

第 号

年 月 日

大和高田市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

様

大和高田市長

EП

年 月 日付け第 号で支給決定しました犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・ 傷害見舞金)については、下記の理由により、その決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理由

(教示)

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に、大和高田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過する と審査請求をすることができなくなります。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第14条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長印

照会書

本市におきましては、大和高田市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等のための施策を実施しております。

同条例に係る支援施策について下記申請を受理し、支援を行うため必要がありますので、下記内容について調査の上、警察における取扱事実の有無及び被害程度について、ご回答願います。

記

- 1 申請に係る施策の種別
- 2 申請受理年月日
- 3 申請者
- 4 被害者
- 5 取扱警察署及び受理番号
- 6 添付資料申請書の写し
- 7 その他

#### 規則第5号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

第1条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則 (平成18年規則第37号-3)の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「165, 150円」を「166, 950円」に、「70, 790円」を「72, 990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「82, 580円」を「83, 480円」に、「35, 400円」を「36, 500円」に改める。

第2条 大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則 の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「166,950円」を「171,650円」に、「72,990円」を「73,090円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「83,480円」を「85,780円」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で 定める金額を定める規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

#### 規則第6号

大和高田市商工業振興促進条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市商工業振興促進条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市商工業振興促進条例施行規則(平成26年規則第23号)の一部を次のように改正する。 題名及び第1条中「商工業振興」を「企業誘致」に改める。

第2条第1項中「第3条第2項第5号」を「第3条第2項第6号」に改め、同項第3号中「写し」の次に「(事業所の設置に当たって、同項に規定する確認が不要である場合を除く。)」を加え、同条第2項中「第4号」を「第5号」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「商業施設」を「事業所」に改め、同項第2号中「償却資産に係る」の次に「工事請負契約書若しくは」を加える。

第4条を削る。

第5条第1項中「第3条第1項第3号」を「第3条第1項第2号」に、「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「営業又は操業」を「事業」に改め、同条中「第8条」を「第7条」に、「様式 第10号」を「様式第9号」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第9条」を「第8条」に、「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「様式第12号」を「様式第11号」 に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第9条第2項」に、「様式第13号」を「様式第12 号」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

様式を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

大和高田市長 宛

年 月 日

住所又は所在地 商号又は名称 氏名又は法人に あっては代表者職氏名

印

電話番号

事業計画届出書

大和高田市企業誘致促進条例施行規則第2条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり 届け出ます。

記

#### 事業所の概要

1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1				
事業所の所在地				
事業所の商号又は名称				
氏名又は法人代表者氏名				
業種及び事業概要				
設置の区分		新設	増設	移転
開業予定年月日				
投下固定資産の取得価格	建物			
技「固足資産♡取得価格	償却資産			
開業日前後90日での	新規常時雇用	月従業員	人	
新規雇用予定従業員数	(うち 市内	內在住者	人)	

#### 2 投下固定資産の予定額

#### (1) 建物明細書

(1) Æ-100-01114	4 🗎				
所在地番	種類	構造	階数	床面積	取得価格
				m²	円
合 計				m²	円

#### (2)償却資産明細書

種類番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価格	耐用年数
				円	
合 計				円	

種類番号 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機

5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品

- 3 添付書類
  - (1)企業の概要が分かるもの
  - 法人の登記事項証明書(個人にあっては、住民票の写し) (2)
  - 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定により交付を受けた確認済 (3)証の写し(事業所の設置に当たって、建築確認が不要の場合を除く。) (4) 定款又は規約の写し(個人にあっては、規約等事業概要の分かるもの)
  - (4)
  - (5)公害の防止に関する計画書

- (6) 暴力団排除に関する誓約書
- (7) 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)
- (8) 市長が特に必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

住所又は所在地 商号又は名称 氏名又は法人に あっては代表者職氏名

印

電話番号

個人情報の取扱いに関する同意書

私は、大和高田市企業誘致促進条例施行規則に基づき、事業計画の届出をするに当たり、大和高田市が下記に掲げる私に関する個人情報を下記の目的のために必要な範囲で利用することについて同意します。

記

- 1 個人情報
  - (1) 市税の課税に関する情報
  - (2) 市税の納付に関する情報
  - (3) 奨励金の振込口座等、奨励金の交付手続において提出する書類に記載の情報
- 2 利用目的
  - (1) 大和高田市企業誘致促進条例施行規則に基づく奨励措置の審査等の手続
  - (2) 前号に掲げるもののほか、奨励措置の適正な運営

様式第3号(第2条関係)

年 月 日

様

大和高田市長 印

#### 事業計画届出書受理書

年 月 日付けで提出のあった事業計画届出書について、大和高田市企業誘致促進条例第3条第2項各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めますので、下記のとおり通知します。

記

事業所の所在地	

事業所の	商号又は名称								
氏名又に 氏名	法人の代表者								
受理年月	日	年	月	日					
様式第 / -	号(第2条関係)								
大和高田						年	月	日	
) (Injection			住所又は 商号又は 氏名又は あっては 電話番号	は名称 は法人に は代表者職氏名	. 1			印	
			事業計画	で更届出書					
大和高	日市企業誘致促進	<b></b> <b>性条例施行規</b> 貝	川第2条第	3項の規定に	より、	下記の。	とおりる	変更を届ける	出ます。
				記					
1 事業	折の所在地								
2 事業所	<b>听の商号又は名</b> 種	<b></b>							
3 氏名	又は法人にあって	ては代表者職氏	<b></b>						
4 変更	勺容								
5 変更	里由								
6 関係	<b>書類</b>								
様式第5	号(第3条関係)								
大和高田ī	<b></b>					年	月	日	
			住所又は	所在地					

商号又は名称 氏名又は法人に あっては代表者職氏名 電話番号

囙

#### 事業所設置奨励金交付申請書

大和高田市企業誘致促進条例施行規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 投下固定資産に係る固定資産税のうちこの申請をする日の属する年度の前年度分の 固定資産税額の5割相当額(固定資産税の減免措置又は納付猶予を受けた場合は、前年度に納付し た額の5割相当額)
- 2 申請に係る事業所

事業所の所在地					
事業所の商号又は名称					
営業開始年月日		年	月	日	
北下田字次主の取得年故	建物				
投下固定資産の取得価格	償却資産				
交付申請の年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度

- 3 投下固定資産の明細
  - (1) 建物等明細書

所在地番	種類	構造	階数	床面積	取得価格
				$m^2$	円
合 計				m²	円

(2) 償却資産明細書

種類番号	資産の名称	数量	取得年月	取得価格	耐用年数
				円	
合 計				円	

種類番号 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機

- 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品
- 4 添付書類
  - (1) 事業所設置奨励金の対象となる建物及び償却資産に係る申請年度の前年度の固定資産税の 課税明細書の写し
  - (2) 投下固定資産額を証する書類(建物及び償却資産に係る売買契約書の写し又は当該契約に係る代金についての領収書等その支払を証する書類)
  - (3) 事業所設置奨励金の対象となる建物及び償却資産の外観を示す写真
  - (4) 市税の滞納がないことの証明書
  - (5) 市長が特に必要と認める書類

様式第6号(第3条及び第4条関係)

第 号

	左 4	П
	年 月	日
様		
	大和高田市長	印
奨励金交付決定通知書		
年 月 日付けで申請のあった件について、下記の	とおり決定したので通知し	ます。
記		
1 申請のあった奨励金		
1 His 2 89 - 1 C 3 C//00 III.		
2 決定事項(交付の可否、決定事由、交付金額、奨励金の内訳等	)	
様式第7号(第4条関係)	<i>F</i>	
大和高田市長宛	年 月 日	
Дана и п д		
住所又は所在地		
商号又は名称		
氏名又は法人に	r'n	
あっては代表者職氏名 電話番号	印	
电印管力		
雇用促進奨励金交付申請書		
大和高田市企業誘致促進条例施行規則第4条第1項の規定により	、関係書類を添えて下記の	とおり
申請します。		
記		
д		
1 交付申請額 金 円		
2 申請に係る事業所		
事業所の所在地		
事業所の商号又は名称       開業年月日     年 月	日	
一	Н	
3 交付申請額內訳		
対象事業所での常時雇用		
(		

(A)のうち新規雇用従業員 数(B)		人	
交付申請額	(B)	人×20万円=	円

※ 新規雇用従業員とは、事業所の設置に伴い、事業所の開業日前90日から開業日以後90日までの間に新たに常時雇用従業員として雇用され、以後継続して1年以上雇用されている者のうち、当該雇用の期間中において、継続して市内に住所を有しているものをいう。

### 4 添付書類

- (1) 新規雇用従業員の住民票の写し(当該従業員を新たに雇用した日から起算して1年を経過した日以後に交付されたものに限る。)及び当該従業員を1年以上継続して雇用していたことを証する書類
- (2) 市長が特に必要と認める書類

様式第8号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

住所又は所在地 商号又は名称 氏名又は法人に あっては代表者職氏名

囙

電話番号

奨励金交付請求書

年 月 日付けで交付決定のあった奨励金について、大和高田市企業誘致促進条例施 行規則第5条の規定により、下記のとおり請求します。

記

円

- 1 奨励金の種別 事業所設置奨励金 (雇用促進奨励金)
- 2 請求金額 金
- 3 振込先

金融機関名	
店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

様式第9号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

住所又は所在地 商号又は名称 氏名又は法人に あっては代表者職氏名 電話番号

印

休止・廃止届

年 月 日付けで受理された件について、下記のとおり当該事業を休止(廃止)した ので届け出ます。

記

事業所の所在地		
事業所の商号又は名称		
休止又は廃止年月日		
休止又は廃止の理由		
奨励金受領額	円	

様式第10号(第7条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

住所又は所在地 商号又は名称 氏名又は法人に あっては代表者職氏名

印

電話番号

承継措置届出書

大和高田市企業誘致促進条例施行規則第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

### 1 承継事項

事業所の所在地	
事業所の商号又は名称	

	承継者	承継前の対象事業者
住所又は所在地		
商号又は名称		
氏名又は法人代表者職氏名		
承継年月日		
承継の事由		

### 2 添付書類

- (1) 承継の事実を証する書類の写し
- (2) 法人の登記事項証明書(個人にあっては、住民票の写し)
- (3) 定款又は規約の写し(個人にあっては、規約等事業概要の分かるもの)
- (4) 市税の滞納がないことの証明書
- (5) 市長が特に必要と認める書類

様式第11号(第8条関係)

す光さってたい

第号年月日

様

大和高田市長 印

### 奨励措置取消通知書

年 月 日付け通知した奨励措置については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

事業所の所在地	
事業所の商号又は名称	
氏名又は法人代表者職氏名	
取り消す奨励金名	
取消理由	
取消年月日	

様式第12号(第8条関係)

第号年月日

様

大和高田市長印

### 奨励金返還命令書

大和高田市企業誘致促進条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 奨励金名
- 2 交付年度
- 3 返還金額 金 円
- 4 返還期限 年 月 日まで
- 5 返還理由
- 6 返還方法

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大和高田市企業誘致促進条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に事業計画届出書が提出された事業について適用し、同日前に事業計画届出書が提出された事業については、なお従前の例による。

#### 規則第7号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)の一部を次のように改正する。

第4章中第54条の前に次の1条を加える。

(つり銭資金)

第53条の2 会計管理者は、つり銭資金として必要な現金を保管するとともに、当該つり銭資金が必要な出納員に対し、その一部を交付し、保管させることができる。

- 2 出納員は、つり銭資金の交付を受けようとするときは、会計管理者につり銭資金交付申請書を提出しなければならない。
- 3 出納員は、つり銭資金が不要になったときは直ちに、その他の場合は年度の末日までにつり銭資金返納書を提出し、つり銭資金を返還しなければならない。ただし、翌年度において引き続きつり銭資金を必要とするときは、会計管理者に対し、当該現金の保管の状況を報告することにより、引き続きつり銭資金を保管することができる。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 規則第8号

大和高田市休日診療所条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市休日診療所条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市休日診療所条例(令和2年条例第42号。以下「条例」という。)の 施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療料)

- 第2条 休日診療所における診療料は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定めた算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定めた基準その他法令等によりその額が定められたもの(以下「算定方法」という。)によって算定した額とする。ただし、算定方法によることができない診療料については、市長が別に定める。
- 2 前項の診療料について、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律 第226号)の規定により、消費税及び地方消費税が課される場合にあっては、当該診療料に消費 税相当額及び地方消費税相当額を加えた額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨 てる。)とする。

(減免)

- 第3条 市長は、特別な事情があると認めたときは、診療料を減額し、又は免除することができる。 (遵守事項)
- 第4条 休日診療所を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 建物又は附属設備を汚染し、若しくは破損し、又はそれらのおそれのある行為をしないこと。
  - (2) みだりに火気を使用し、又は危険を引きおこす行為をしないこと。
  - (3) 診療を妨げ、又は妨げとなる行為をしないこと。
  - (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
  - (5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(補則)

第5条 この規則に定めるものほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

#### 規則第10号

大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則を廃止する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則を廃止する規則 大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則(平成13年規則第37号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 規則第12号

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市営住宅条例施行規則(平成9年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「(契約書)」に改め、同条第1項中「請書は、様式第5号」を「契約書は、市長が別に定める様式」に改め、同条第2項中「請書」を「契約書」に改め、「該当する者」の次に「又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第20条第2項に規定する家賃債務保証業者のうち、市長が指定する者」を加え、同条第2項中第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

第6条第1項中「様式第6号」を「様式第5号」に、「請書」を「契約書」に改め、同条第2項中「様式第6号の2」を「様式第6号」に改める。

第9条第5項中「請書」を「契約書」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第3条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長印

市営住宅入居承認書

年 月 日付けで入居申込のあった市営住宅については、次の条件を付けて入 居を承認します。

1 住宅の所在地 大和高田市

2 住宅の名称及び号数 市営住宅 団地 号

3 家 賃 月額 金 円

ただし、毎年度家賃の決定を行う。

ただし、敷金に利子を付さない。

5 入居可能日 年

- 6 この決定を受けた日から10日以内に、敷金の納付及び契約書の提出を行うこと。この期間内に 前記の手続が完了されていないときは、本承認を取り消すものとする。
- 7 入居可能日から30日以内に入居すること。やむを得ない事情によりこの期間内に入居できない ときは、あらかじめその旨を申し出て承認を受けること。
- 8 この承認書により入居できる者は、市営住宅入居申込書に記載の者に限る。
- 9 大和高田市営住宅条例第42条第1項各号のいずれかに該当し、市営住宅の明渡しの請求を受け たときは、速やかに当該市営住宅を明け渡すこと。
- 10 入居を承認する住宅が、市が借り上げた市営住宅のときは、その借上期間が満了するときに当 該市営住宅を明け渡すこと。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

入居者 住所 大和高田市

市営住宅 団地

묽

氏名

訂

電話

連带保証人変更承認申請書

連帯保証人を変更したいので次のとおり申請します。

旧連帯保証人 住所

氏名

新連帯保証人 住所

氏名

連帯保証人を変更する理由

(添付書類) 契約書

様式第6号を削り、様式第6号の2を様式第6号とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この規則による改正前の第5条の規定により作成された請書は、この規則による改正 後の第5条第1項の契約書とみなす。

### 規則第14号

大和高田市生活管理指導短期宿泊事業実施規則を廃止する規則を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市生活管理指導短期宿泊事業実施規則を廃止する規則

大和高田市生活管理指導短期宿泊事業実施規則(平成12年規則第18号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 訓令

#### 訓令第4号

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置要綱(平成21年訓令第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会設置要綱

第1条中「に対し、法的措置への移行」を「に対する明渡請求等の実施」に、「大和高田市住宅管理法的措置検討委員会設置」を「大和高田市営住宅等明渡請求等検討委員会」に改める。

第2条から第4条までを次のように改める。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市営住宅等 大和高田市営住宅条例(平成9年条例第34号)第3条に規定する市営住宅、 大和高田市改良住宅等条例(平成9年条例第35号)第2条に規定する改良住宅等及び大和高田 市単身者住宅条例(平成9年条例第36号)第2条に規定する単身者住宅をいう。
  - (2) 家賃等滞納者 市営住宅等の家賃又は駐車場使用料を滞納している者をいう。
  - (3) 長期不在者 市営住宅等の入居者のうち正当な事由によらないで15日以上市営住宅等に居住していない者をいう。
  - (4) 迷惑行為者 市営住宅等の住宅、共同施設又は敷地内において、他の市営住宅等に居住している者に対し、安眠を妨害し、傷害し、若しくは損害を与え、又は生活衛生上迷惑を及ぼす行為その他の共同生活の維持を阻害する行為を行うことにより、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為を行う者をいう。
  - (5) 不正入居者 不正の行為により市営住宅等に入居している者、同居の承認を得ないで市営

住宅等に居住している者、承継の承認を得ないで市営住宅等に居住している者及び市営住宅等を 他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡した者をいう。

- (6) 高額所得者 大和高田市営住宅条例第29条第2項の規定により高額所得者と認定された 市営住宅等の入居者をいう。
- (7) 明渡請求等 市営住宅等の明渡しに係る裁判上又は裁判外の紛争解決手続をいう。 (所掌事務)
- 第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 明渡請求等の対象となる家賃等滞納者、長期不在者、迷惑行為者、不正入居者及び高額所得者の決定に関すること。
  - (2) 明渡請求等の実施に関すること。

(組織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 副市長
  - (2) 企画政策部長
  - (3) 総務部長
  - (4) 市民生活部長
  - (5) 地域振興部長
  - (6) 福祉部長
  - (7) 保健部長
  - (8) 環境建設部長
- 2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。
  - 第5条第3項中「委員のうちから委員長が指名する」を「環境建設部長をもって充てる」に改める。 附 則

この訓令は、告示の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

### 告示

#### 告示第21号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年3月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

- 2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量
  - (1) 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和駅・JR 周辺	和高田 .高田駅	近鉄高 駅周辺		近鉄松 周辺	:塚駅	近鉄浮 周辺	孔駅	近鉄築 周辺	山駅
	自転車	原動機 付自転	自転車	原動機 付自転	自転車	原動機 付自転	自転車	原動機 付自転	自転車	原動機 付自転

		車		車	車	車	車
令和3年2月2日			2				
令和3年2月16日	1						

#### 3 保管場所

大和高田市曽大根1丁目高田バイパス高架下 大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

- 6 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証、運転免許証、保険証等)を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

#### 7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話 0745-22-1101代表

#### 告示第22号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号) 第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。 令和3年3月9日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 1. 職権消除日 令和3年3月9日
- 2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済み)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

### 告示第23号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。 令和3年3月12日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和3年3月12日

2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済み)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

### 告示第24号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

令和3年3月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曽大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和3年6月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年12月1日から令和2年12月31日までの間

### 告示第25号

令和3年3月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表します。

令和3年3月18日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 令和3年度大和高田市一般会計予算
- 2 令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 令和3年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算
- 4 令和3年度大和高田市駐車場事業特別会計予算
- 5 令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計予算
- 6 令和3年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 7 令和3年度大和高田市休日診療所特別会計予算
- 8 令和3年度大和高田市水道事業会計予算
- 9 令和3年度大和高田市下水道事業会計予算
- 10 令和3年度大和高田市病院事業会計予算
- 11 令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第14号)
- 12 令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)
- 13 令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 14 令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 15 令和2年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第3号)
- 16 令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算(第6号)

令和3年度大和高田市一般会計予算

令和3年度大和高田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,470,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (債務負担行為)
- 第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用する ことができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における 同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

### 第1表 歳入歳出予算

(歳入)		(単位:千円)
款	項	本年度予算額

1. 市税		6, 324, 00
	1. 市民税	2, 902, 00
	2. 固定資産税	2, 556, 00
	3. 軽自動車税	158, 0
	4. たばこ税	330, 0
	5. 都市計画税	378, 0
2. 地方譲与税		123, 5
	1. 地方揮発油譲与税	28, 5
	2. 自動車重量譲与税	90, 0
	6. 森林環境讓与税	5, 0
3. 利子割交付金		11, 0
	1. 利子割交付金	11, 0
4. 配当割交付金		58, 0
	1. 配当割交付金	58, 0
5. 株式等譲渡所得割交付		69, 0
金	1. 株式等譲渡所得割交付金	69, 0
6. 法人事業税交付金		39, 0
	1. 法人事業税交付金	39, 0
7. 地方消費税交付金		1, 269, 0
	1. 地方消費税交付金	1, 269, 0
9. 環境性能割交付金		15, 0
	1. 環境性能割交付金	15, 0
10. 地方特例交付金		101, 5
	1. 地方特例交付金	56, 50

	4. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	45,
11. 地方交付税		7, 870,
	1. 地方交付税	7, 870,
12. 交通安全対策特別交付		8,
金	1. 交通安全対策特別交付金	8,
13. 分担金及び負担金		275,
	1. 分担金	2,
	2. 負担金	273,
14. 使用料及び手数料		785,
	1. 使用料	486,
	2. 手数料	299,
15. 国庫支出金		4, 851,
	1. 国庫負担金	4, 251,
	2. 国庫補助金	581,
	3. 国庫委託金	18,
16. 県支出金		1, 716,
	1. 県負担金	1, 270,
	2. 県補助金	321,
	3. 県委託金	124,
17. 財産収入		14,
	1. 財産運用収入	14,
	2. 財産売払収入	
18. 寄附金		
	1. 寄附金	

10 AH 7 A		
19. 繰入金		663, 167
	1. 基金繰入金	649, 552
	2. 特別会計繰入金	13, 615
21. 諸収入		190, 500
	1. 延滞金加算金及び過料	14, 000
	2. 市預金利子	800
	3. 貸付金元利収入	1,800
	4. 雑入	173, 900
22. 市債		2, 084, 400
	1. 市債	2, 084, 400
歳入合計		26, 470, 000

(歳出) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 議会費		300, 678
	1. 議会費	300, 678
2. 総務費		3, 116, 321
	1. 総務管理費	2, 606, 087
	2. 徴税費	298, 968
	3. 戸籍住民基本台帳費	128, 424
	4. 選挙費	45, 159
	5. 統計調査費	15, 964
	6. 監査委員費	21, 719
3. 民生費		12, 093, 868
	1. 社会福祉費	5, 824, 216

	2. 児童福祉費	3, 464, 272
	3. 生活保護費	2, 805, 076
	4. 災害救助費	304
4. 衛生費		3, 426, 534
	1. 保健衛生費	1, 465, 169
	2. 清掃費	1, 961, 365
5. 労働費		21, 394
	1. 労働諸費	
6. 農林水産業費		21, 394
	1. 農業費	114, 624
7. 商工費		114, 624
	1. 商工費	97, 698
8. 土木費	21,173—20	97, 698
0. 上小貞	1. 1. 上於中華	1, 646, 711
	1. 土木管理費	146, 165
	2. 道路橋りょう費	304, 003
	3. 河川費	2, 600
	4. 都市計画費	1, 039, 044
	5. 住宅費	154, 899
9. 消防費		916, 157
	1. 消防費	916, 157
10. 教育費		2, 373, 723
	1. 教育総務費	434, 619
	2. 小学校費	
	, , , , , , ,	293, 007

T T		
	4. 高等学校費	403, 104
	5. 幼稚園費	311, 616
	6. 社会教育費	254, 646
	7. 保健体育費	504, 546
11. 災害復旧費		3
	1. 公共土木施設災害復旧費	3
12. 公債費		2, 342, 289
	1. 公債費	2, 342, 289
13. 予備費		20, 000
	1. 予備費	20, 000
歳 出 合 計		26, 470, 000

大 和 高 田 市 公 報

# 第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
大和高田市土地開発公社の金融 機関等からの融資に対する債務 保証	令和3年度以降事業 満了まで	借入金10,000,000千円と これに対する利子の合計 額
大和高田市土地開発公社が先行 取得する大和高田当麻線街路事 業用地取得事業(令和3年度 分)	令和3年度以降事業 満了まで	大和高田市土地開発公社 が令和3年度において取得 又は補償する用地費等の 事業資金の借入金とこれ に対する利子及び事務費 の合計額
公共建物清掃業務	令和5年5月末まで	38, 243 千円
ZEB建築物実証事業支援委託料	令和6年3月末まで	20,946 千円
土地路線価算定業務	令和6年3月末まで	18,700 千円
高田千本桜に伴う周辺道路等警備業務	令和4年4月末まで	1時間当たり1,900円と消費税等に相当する額に業務に要した時間数を乗じて得た額
その他プラスチック処理委託料	令和5年3月末まで	2,572 千円
ごみ中継施設設計施工監理業務 委託料	令和6年3月末まで	31,607 千円
小学校・幼稚園給食調理業務 (4ヶ所)	令和6年7月末まで	212, 329 千円

## 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁 舎 建 設 事 業	千円 18,100	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率 見直し、式でに 見直な場合の ででに したがいて、 がでいた。 したででは はの もででは がいたがいます。 はの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの	政府資金についてよりにこのでは、のの融資金についてより、銀行その他のと協定するのによる。 ただしり、大きないのでは、が、大きないでは、のではいいでは、大きないでは、いきないでは、ないでは、ないではないでは、ないでは、いきないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないではないでは、ないでは、
旧庁舎除却事業	150, 900	II	n	n
総合福祉会館整備事業	138, 700	II.	n	n
借 換 債 (土庫こども園新築事業)	93, 700	IJ	II	IJ
保健センター整備事業	67, 100	IJ.	IJ	n
清掃運搬施設等整備事業	20, 900	IJ.	II	n
一般廃棄物処理事業(ごみ処理施設)	225, 300	IJ.	II.	n
道路新設改良事業	37, 300	n.	II	n
側溝新設改良事業	2, 200	IJ	II	II.
橋りょう整備事業	23, 200	II	IJ	IJ

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路整備事業	千円 88,100	(借入方法) 普通貸借又は 証券発行の方 法による。	% 3.0 以内 (ただし、利率 見直し方式でに 見直し場合に いて、利率の見直 しを行った後当 に おいては りででは いでは りででは いででは いででは いででは いででは いででは	政府資金については、その融資条件により、その融資条件により、銀行その他の場合にはそのによる。 ただり据置期間及び 信選期間を短縮し、 は低利に借換えすることができる。
本郷大中線街路事業	24, 000	"	n	11
大和高田当麻線 街路事業	30,900	11	n	n
市営住宅整備事業	4, 500	II	n	n
防災対策事業	31,600	11	n	n
借 換 債 (耐 震 事 業 )	108, 900	11	n	n
臨時財政対策債	1, 019, 000	11	n	n
計	2, 084, 400			

令和3年度大和高田市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,818,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 第2款保険給付費に計上した各項(審査費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

### 第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 国民健康保険税		1, 230, 400
	1. 国民健康保険税	1, 230, 40
2. 使用料及び手数料		73
	1. 手数料	73
6. 県支出金		5, 964, 98
	3. 県負担金・補助金	5, 964, 98
7. 連合会支出金		50
	1. 連合会補助金	50
8. 財産収入		10
	1. 財産運用収入	10
9. 繰入金		578, 50
	1. 一般会計繰入金	578, 50
	2. 基金繰入金	
10. 繰越金		23, 48
	1. 繰越金	23, 48
11. 諸収入		19, 88
	1. 延滞金加算金及び過料	10, 02
	2. 市預金利子	
	3. 療養費等指定公費返還金	24

11 1/F	15年4月14日(水)	人名西西印及莱	<del>91</del> 3017
		4. 雑入	9, 617
	国庫支出金		0
		国庫補助金	0
	歳 入 合 計		7, 818, 600
(岸	<b>支</b> 出)		(単位:千円)
	款	項	本年度予算額
	1. 総務費		

款	項	本年度予算額
1. 総務費		133, 603
	1. 総務管理費	113, 834
	2. 徴税費	19, 317
	3. 運営協議会費	452
2. 保険給付費		5, 608, 651
	1. 療養諸費	4, 822, 436
	2. 高額療養費	752, 500
	3. 出産育児諸費	29, 415
	4. 葬祭諸費	3,600
	5. 移送費	200
	6. 傷病手当諸費	500
3. 国民健康保険事業費		1, 974, 829
納付金	1. 医療給付費分	1, 326, 138
	2. 後期高齢者支援金等分	464, 088
	3. 介護納付金分	184, 603
7. 共同事業拠出金		5
	1. 共同事業拠出金	5
8. 保健事業費		88, 401

	1. 特定健康診査等事業費	71, 472
	2. 保健事業費	16, 929
9. 基金積立金		100
	1. 基金積立金	100
10. 公債費		270
	1. 公債費	270
11. 諸支出金		12, 241
	1. 償還金及び還付加算金	11, 500
	2. 繰出金	499
	3. 療養費等指定公費立替金負 担金	242
12. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		7, 818, 600

令和3年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計予算

令和3年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137,400千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,00 0千円と定める。

### 第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		112, 399

	1. 外来収入	93, 301
		93, 301
	2. 6 7 回恢且. 守权人	4, 700
	3. 分院外来収入	14, 398
2. 使用料及び手数料		11, 344
	1. 使用料	216
	2. 手数料	11, 128
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		13, 204
	1. 基金繰入金	7, 076
	2. 特別会計繰入金	499
	3. 一般会計繰入金	5, 629
6. 諸収入		23
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	22
8. 国庫支出金		429
	1. 国庫補助金	429
歳入合計		137, 400

(歳出) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		70, 525
	1. 施設管理費	70, 286
	2. 研究研修費	239
2. 医業費		66, 362

	1. 医業費	66, 362
3. 基金積立金		1
	1. 基金積立金	1
4. 公債費		12
	1. 公債費	12
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		137, 400

令和3年度大和高田市駐車場事業特別会計予算

令和3年度大和高田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,300千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、370,0 00千円と定める。

### 第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 使用料及び手数料		19, 298
	1. 使用料	19, 298
2. 諸収入		2
	1. 市預金利子	2
歳 入 合 計		19, 300

(歳出) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 駐車場費		17, 721
	1. 駐車場費	17, 721
2. 公債費		1, 479
	1. 公債費	1, 479
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳出合計		19, 300

令和3年度大和高田市介護保険事業特別会計予算

令和3年度大和高田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,786,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、350,0 00千円と定める。

### 第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位:千円)

		(11=:11+)
款	項	本年度予算額
1. 保険料		1, 314, 494
	1. 介護保険料	1, 314, 494
2. 使用料及び手数料		12
	1. 手数料	12
3. 国庫支出金		1, 530, 003
	1. 国庫負担金	1, 121, 555

	- H-1-1-1 A	
	2. 国庫補助金	408, 448
4. 支払基金交付金		1, 734, 954
	1. 支払基金交付金	1, 734, 954
5. 県支出金		954, 469
	1. 県負担金	904, 877
	2. 県補助金	49, 592
6. 財産収入		81
	1. 財産運用収入	81
7. 繰入金		1, 193, 967
	1. 一般会計繰入金	1, 101, 927
	2. 基金繰入金	92, 040
9. 諸収入		58, 620
	1. 延滞金加算金及び過料	10
	2. 市預金利子	60
	3. 雑入	58, 550
歳入合計		6, 786, 600

(歳出) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		141, 932
	1. 総務管理費	101, 519
	2. 徴収費	4, 231
	3. 介護認定審査会費	35, 838
	4. 介護保険運営協議会費	344

2. 保険給付費		6, 235, 180
	1. 給付諸費	6, 235, 180
3. 地域支援事業費		356, 964
	1. 介護予防・生活支援総合 事業費	213, 634
	2. 包括的支援事業・任意事 業費	143, 330
4. 介護サービス事業費		38, 994
	1. 居宅介護支援事業費	38, 994
5. 基金積立金		10, 974
	1. 基金積立金	10, 974
6. 公債費		200
	1. 公債費	200
7. 諸支出金		2, 356
	1. 償還金及び還付加算金	2, 356
歳出合計		6, 786, 600
歳出合計	1. 償還金及び還付加算金	

令和3年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計予算

令和3年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,019,600千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (一時借入金)
- 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,0 00千円と定める。

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位:千円)

款	款	項	本年度予算額
---	---	---	--------

1. 後期高齢者医療保険 料		694, 700
	1. 後期高齢者医療保険料	694, 700
2. 使用料及び手数料		30
	2. 手数料	30
3. 繰入金		301, 708
	1. 一般会計繰入金	301, 708
5. 諸収入		23, 162
	1. 市預金利子	20
	2. 雑入	22, 892
	3. 延滞金加算金及び過料	250
歳 入 合 計		1, 019, 600

(歳出) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		46,074
		46, 074
	1. 総務管理費	43, 410
	2. 徴収費	2, 664
2. 後期高齢者医療広 域連合負担金		950, 467
,,,	1. 後期高齢者医療広域連合	
	負担金	950, 467
3. 保健事業費		20, 892
	1. 保健事業費	20, 892
4. 公債費		67
	1. 公債費	67
5. 諸支出金		2,000

	1. 償還金及び還付加算金	2,000
6. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		1, 019, 600

令和3年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和3年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。 (地方債)
- 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、 起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,00 0千円と定める。

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		34, 851
	1. 外来収入	34, 850
	2. その他検査等収入	1
2. 分担金及び負担金		16, 342
	2. 負担金	16, 342
3. 使用料及び手数料		201
	1. 使用料	1
	2. 手数料	200
5. 繰入金		22, 126

	1. 一般会計繰入金	22, 126
6. 諸収入		880
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	879
7. 市債		11, 400
	1. 市債	11, 400
歳 入 合 計		85, 800

(歳出) (単位:千円)

款	項	本年度予算額
1. 総務費		65, 879
	1. 施設管理費	65, 879
2. 医業費		5, 806
	1. 医業費	5, 806
5. 諸支出金		13, 615
	1. 繰出金	13, 615
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳出合計		85, 800

# 令和3年度大和高田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度大和高田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 総 配 水 量

6, 850, 000 m<sup>3</sup>

(うち県営水道からの受水量)6,850,000㎡(2) 一日 平 均 配 水 量18,767㎡

(3) 平均給水件数

31,027件

(4) 主要な建設改良事業

イ. 配水管布設、布設替及び移設工事

300,000千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

 第1款
 水 道 事 業 収 益
 1,847,763千円

 第1項
 営 業 収 益
 1,745,368千円

 第2項
 営 業 外 収 益
 102,320千円

 第3項
 特 別 利 益
 75千円

支出

 第1款
 水 道 事 業 費 用
 1,686,987千円

 第1項
 営 業 費 用
 1,618,860千円

 第2項
 営 業 外 費 用
 65,127千円

 第2項
 営業
 外費
 用

 第3項
 特別
 損失

 第4項
 予備
 費

1,000千円 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額278,622千円は当年度分損益勘定留保資金278,622千円で補てんするものとする。)。

収 入

 第1款
 資本的収入
 196,610千円

 第1項
 企業債
 70,000千円

支出

第1款 資 本 的 支 出 475,232千円

第1項 建 設 改 良 費 360,830千円 第2項 企 業 債 償 還 金 111,456千円

第5項 その他資本的支出 946千円

第6項 予 備 費 2,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限度額
水道事業会計システム賃借	令 和 4 年 度 か ら 契約期限到来の日まで	契約に定める額
配水場維持管理業務委託	令 和 4 年 度 か ら 契約期限到来の日まで	契約に定める額
橿原市及び大和高田市水道お 客様センター業務委託	令 和 4 年 度 か ら 契約期限到来の日まで	契約に定める額

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業債	70,000 千円	証書借入	3.0% 以内	政府資金、地方公共団体金融 機構資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 は、その債権者との協定による。 ただし、企業財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低利 に借り換えることができる。

## (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 収益的支出における各項間の流用
  - (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流 用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決 を経なければならない。
  - (1) 職 員 給 与 費 136,479千円
  - (2) 交 際 費 20千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,594千円と定める。

令和3年度大和高田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度大和高田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数

13,000 戸

(2) 年間総排水量

2, 782, 730 m<sup>3</sup>

(3) 主要な建設改良事業 管路建設費等

1, 162, 896 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(1) 収益的収入

第1款 下水道事業収益 第1項 営業収益

1,386,077 千円

399,666 千円

第2項 営業外収益

986,411 千円

(2) 収益的支出

第1款 下水道事業費用

1,324,396 千円

第1項 営業費用

1, 139, 761 千円

第2項 営業外費用

184, 185 千円

第3項 特別損失

250 千円

第4項 予備費

200 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し 不足する額412,797千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額80,709千円、当年度損益勘 定留保資金210,162千円、利益剰余金予定処分額121,926千円で補てんするものとする)。

(1) 資本的収入

第1款 資本的収入

1,902,252 千円

第1項 企業債

1,323,752 千円

第4項 他会計補助金

317,000 千円

第6項 国庫補助金

257, 500 千円

第7項 県補助金

4,000 千円

(2) 資本的支出

第1款 資本的支出

2,315,049 千円

第1項 建設改良費

1,162,896 千円

第2項 固定資産購入費

2,520 千円

第3項 企業債償還金

1, 149, 433 千円

第7項 予備費

200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

		884, 882	証書借入	3.0%以内	政府資金について
		千円		(ただし、利率見直	は、その融資条件に
				し方式で借り入れ	より、銀行その他に
				る場合について、利	ついては、その債権
下水道事	業債			率の見直しを行っ	者と協定するもの
1,33,23,	<i>&gt;</i>  C   C			た後においては、当 該見直し後の利率)	による。ただし、企業財政の都合によ
				該兄旦し後の利率)	り据置期間及び償
					プロロカースの頃
					は繰上償還若しく
					は低利に借り換え
		490.070			ることができる。
		438, 870 千円			
		113			
    資本費平達	進化倩				
		1, 323, 752			
計		千円			

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 収益的支出における各項間の流用
  - (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費

85,503 千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 670,000 千円である。

## 令和3年度大和高田市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和3年度大和高田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 病 床 数 320 床

(2) 年間入院患者数及び外来患者数入院患者数98,112 人 外来患者数183,920 人(3) 1日平均入院患者数及び外来患者数入院患者数269 人 外来患者数760 人(4) 主要な建設改良事業設備改良費262,952 千円

固定資産購入費 257,840 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

						Ţ	汉				入	
第	1	款	病	院	事	業	収	益				8,112,359 千円
		ě	第 1	項		医	業	į 4	又	益		7,760,572 千円
		ş	第 2	項		医	業	<b>!</b> /	<u>ተ</u>	収	益	346,785 千円
		Š	第 3	項		特	a 別	1	3[]	益		5 002 壬円

支出

 第 1 款 病 院 事 業 費 用
 8,112,325 千円

 第 1 項 医 業 費 用
 7,873,252 千円

 第 2 項 医 業 外 費 用
 225,271 千円

 第 3 項 特 別 損 失
 12,802 千円

第 4 項 予 備 費 1.000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 333,661千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額47,299千円、当年度分損益勘定留保資金 286,362千円で補てんするものとする。)。

							4							
第	1	款	Ì	資	本	的	収り							720,703 千円
			第	1	項		企	業	債					520,700 千円
		:	第	2	項		補	助	金					1 千円
	-		第	3	項		負	担	金					200,000 千円
			第	4	項		囯	定	資	産	売	却	代	1 千円
		:	第	5	項		寄	附	金					, 1 千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出 1.054.364 千円

第 3 項 予 備 費 500 千円

#### (債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限度額
清掃業務委託料	令和4年度から	219.826千円
(本院、看護師宿舎、看護専門学校含む)	令和5年度まで	に消費税及び地方消費税を加算した額
院内警備委託料	令和4年度から	66,541千円
1201 1 E MB X 10771	・ 令和5年度まで	に消費税及び地方消費税を加算した額
滅菌業務等委託料	令和4年度から	78,480千円
MMAN T X 61/1	令和6年度まで	に消費税及び地方消費税を加算した額
医療廃棄物処理委託	令和4年度から	201容器980円・501容器1,750円・501ダンボール1,300円
(感染性廃棄物処理業務)	令和5年度まで	に消費税及び地方消費税を加算した額
駐車場用地借上料	令和4年度から	1.2 0.007
(礒野北町13番1)	令和5年度まで	13,200千円
駐車場用地借上料	令和4年度から	4 0007
(礒野北町32番)	令和5年度まで	4,608千円
駐車場用地借上料	令和4年度から	11 0107
(礒野北町12番)	令和5年度まで	11,619千円
医師住宅進入路敷地借上料	令和4年度から	0.0075
23 HD L. CAE/CM 20.45 HB 1.47	令和5年度まで	639千円
臨床研修医ハイツ借上料	令和4年度から	2, 190千円
(2部屋分)	令和5年度まで	に消費税及び地方消費税を加算した額

#### (企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 方 法
病院医療器械整備事業	257,800 千円	証書借入	3.0%以内	政府資金、地方公共団体金融機構資
N 112 CHANGE IN 1. NO.	201,000 113	四 目 口 八		金については、その融資条件により
放射線治療棟増築工事事業	137, 600 千円			、銀行その他の場合は、その債権者
企業債	107,000 111			との協定による。ただし、企業財政
手術室空調機・外調機更新	125, 300 千円			の都合により据置期間及び償還期限
工事事業企業債	120,000 113		*	を短縮し、もしくは繰上償還又は低
				利に借り換えることができる。

## (一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は 3,000,000千円に定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - 1. 収益的支出における各項間の流用
  - 2. 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費 をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費 4,629,632千円

2. 交際費

400 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 地方公営企業法第17条の2第1項の規定により一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 540,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、915,080千円と定める。

令和2年度大和高田市一般会計補正予算(第14号)

令和2年度大和高田市の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ37,486,011千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

(//3/2/ 4/				(1   = 1   1   1
款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国庫支出金		12, 359, 913	16, 590	12, 376, 503
	1. 国庫負担金	4, 290, 653	△25, 333	4, 265, 320
	2. 国庫補助金	8, 023, 816	41, 923	8, 065, 739
16. 県支出金		1, 849, 055	30, 708	1, 879, 763
	1. 県負担金	1, 237, 055	32, 098	1, 269, 153
	2. 県補助金	513, 403	△1, 390	512, 013
17. 財産収入		27, 470	180, 000	207, 470
	1. 財産運用収入	27, 468	180, 000	207, 468

18. 寄附金		47, 261	197, 441	244, 702
	1. 寄附金	47, 261	197, 441	244, 702
19. 繰入金		1, 230, 450	△45, 376	1, 185, 074
	1. 基金繰入金	1, 230, 450	△45, 376	1, 185, 074
21. 諸収入		509, 019	△1, 463	507, 556
	4. 雜入	492, 519	△1, 463	491, 056
22. 市債		4, 045, 900	177, 800	4, 223, 700
	1. 市債	4, 045, 900	177, 800	4, 223, 700
 補正されなかった科目に係る額		16, 861, 243	0	16, 861, 243
歳入	合 計	36, 930, 311	555, 700	37, 486, 011

(歳出)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		11, 857, 977	398, 796	12, 256, 773
	1. 総務管理費	11, 322, 231	398, 796	11, 721, 027
3. 民生費		11, 906, 763	204, 146	12, 110, 909
	1. 社会福祉費	5, 623, 158	125, 168	5, 748, 326
	2. 児童福祉費	3, 494, 225	15, 285	3, 509, 510
	3. 生活保護費	2, 789, 076	63, 693	2, 852, 769
4. 衛生費		3, 903, 618	25, 779	3, 929, 397
	1. 保健衛生費	2, 059, 049	27, 069	2, 086, 118
	2. 清掃費	1, 844, 569	△1, 290	1, 843, 279
8. 土木費		1, 922, 303	△92, 488	1, 829, 815
	2. 道路橋りょう費	318, 667	0	318, 667

	3. 河川費	8, 133	50,000	58, 133
	4. 都市計画費	1, 295, 555	△139, 958	1, 155, 597
	5. 住宅費	153, 819	△2, 530	151, 289
9. 消防費		880, 553	0	880, 553
	1. 消防費	880, 553	0	880, 553
10. 教育費		3, 180, 567	19, 467	3, 200, 034
	1. 教育総務費	560, 307	2, 533	562, 840
	2. 小学校費	668, 806	8, 950	677, 756
	3. 中学校費	249, 034	4, 000	253, 034
	4. 高等学校費	410, 268	2, 150	412, 418
	5. 幼稚園費	276, 541	1,834	278, 375
補正されなかっ	った科目に係る額	3, 278, 530	0	3, 278, 530
歳出	合 計	36, 930, 311	555, 700	37, 486, 011

# 第2表 繰越明許費

(単位:千円)

			<u>(                                    </u>
款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	現庁舎跡地整備事業	26, 578
民生費	児童福祉費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (国の3次補正分) (保育所・こども園)	1, 200
衛生費	保健衛生費	新生児特別定額給付金事業	2,009
		プレミアム付食事券事業	84,000
土木費	道路橋りょう費	道路補修工事(国の3次補正分を含む)	11,000
		橋りょう補修事業(設計委託料)	6, 055
	河川費	貯留施設整備事業(国の3次補正分)	50,000
	都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	7, 480
		本郷大中線街路事業	7, 000
		大和高田当麻線街路事業	44, 345
		緑化公園整備事業(国の3次補正分を含む)	40, 220
	住宅費	市営住宅管理事業(分筆登記等委託料)	1, 980
		市営住宅管理事業(土地所有権確認業務)	4, 341
消防費	消防費	震度計移設工事	2, 200
教育費	教育総務費	GIGAスクール構想推進事業	7, 855
		新型コロナウイルス感染症対策経費 (国の3次補正分) (児童ホーム)	2, 533

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	GIGAスクール構想推進事業	1, 282
		浮孔小学校既存校舎解体事業	82, 636
		新型コロナウイルス感染症対策経費 (国の3次補正分) (小学校)	8, 800
	中学校費	GIGAスクール構想推進事業	481
		新型コロナウイルス感染症対策経費 (国の3次補正分)(中学校)	4,000
	高等学校費	ネットワーク認証基盤整備事業	13, 544
		新型コロナウイルス感染症対策経費 (国の3次補正分)(高等学校)	2, 000
	幼稚園費	新型コロナウイルス感染症対策経費 (国の3次補正分)(幼稚園)	300
	社会教育費	葛城コミュニティセンター外壁改修工事	8,000

# 第3表 地方債補正

# 1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	千円	(借入方法) 普通貸借又 は証券発行 の方法によ る。	% 3.0 以内 (ただし、利率 見直しる場合に 見直る場合の見 いて、利率の しを行った は 、 も は い し も も り も り も り も り し も り も り も り し も り も り	政府資金については、その融資金については、その融資条件により、銀行その他者と協定はよるのに、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、おりまでは、はいいでは、はいでは、はいいではいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいではいいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいではいいで
猶予特例債	52, 000	II	n	II
計	218, 900			

# 2 変 更

#7 ## o P #/		補	正	前		補	正	後
起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円	(借入方法)	%	政府資金に	千円	(借入方法)	%	政府資金に
			3. 0	ついては、そ			3. 0	ついては、そ
		普通貸借又は	以内	の融資条件に		普通貸借又は	以内	の融資条件に
		証券発行の方	(ただし、	より、銀行そ		証券発行の方	(ただし、	より、銀行そ
		法による。	利率見直	の他の場合に		法による。	利率見直	の他の場合に
庁舎建設事業	2, 154, 300		し方式で	はその債権者	2, 168, 200		し方式で	はその債権者
			借入れる	と協定するも			借入れる	と協定するも
			場合につ	のによる。			場合につ	のによる。
			いて、利	ただし、市			いて、利	ただし、市
			率の見直	財政の都合に			率の見直	財政の都合に
			しを行っ	より据置期間			しを行っ	より据置期間
			た後にお	及び償還期間			た後にお	及び償還期間
			いては、	を短縮し、又			いては、	を短縮し、又
			当該見直	は繰上償還も			当該見直	は繰上償還も
			し後の利	しくは低利に			し後の利	しくは低利に
			率)	借換えするこ			率)	借換えするこ
				とができる。				とができる。
橋りょう整備								
事業	28, 300	"	11	"	28, 400	"	11	"
道路整備事業	102, 100	"	"	"	103, 600	"	"	"
					ŕ			
河川改良事業	4,000	"	"	"	40,000	"	"	"
本郷大中線街	37, 100	"	]]	"	10,000	"	"	"
路事業	01, 100	,,	"	,,	10,000	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"	,
1.75								
大和高田当麻 線街路事業	145, 300	"	"	"	83, 900	"	"	"

# 3 廃 止

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎跡地整備事業	千円 23,700	(借入方法) 普通貸借又 は証券発行 の方法によ る。	% 3.0 以内 (ただし、利率 見直る場本の して、利率 したでに見るの は、利率 にたり は、利でに は が に に に た り に た り に た り に り に り に り に り に	政府資金については、その融資条件により、その融資条件により、銀行その他者と協定するのに、おりまるのでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ま

令和2年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)

令和2年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,565千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ7,576,642千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 国民健康保険税		1, 275, 210	△17, 930	1, 257, 280
	1. 国民健康保険 税	1, 275, 210	△17, 930	1, 257, 280
3. 国庫支出金		3, 682	10, 377	14, 059
	2. 国庫補助金	3, 682	10, 377	14, 059

6. 県支出金		5, 424, 348	37, 553	5, 461, 901
	3. 県負担金・補			
	助金	5, 424, 348	37, 553	5, 461, 901
9. 繰入金		592, 891	27, 565	620, 456
	1. 一般会計繰入			
	金	592, 890	27, 565	620, 455
補正されなかった科目に係る額		222, 946	0	222, 946
歳 入	合 計	7, 519, 077	57, 565	7, 576, 642

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 保険給付費		5, 395, 627	30, 000	5, 425, 627
	2. 高額療養費	702, 500	30, 000	732, 500
3. 国民健康保険事 業費納付金		1, 706, 651	27, 565	1, 734, 216
	1. 医療給付費分	1, 175, 207	27, 565	1, 202, 772
補正されなかった科目に係る額		416, 799	0	416, 799
歳出	合 計	7, 519, 077	57, 565	7, 576, 642

令和2年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)

令和2年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 (歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

# 第1表 歳入予算補正

(歳入) (単位:千円)

	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.	保険料		1, 378, 832	△16, 449	1, 362, 383
		1. 介護保険料	1, 378, 832	△16, 449	1, 362, 383

3. 国庫支出金		1, 637, 898	16, 449	1, 654, 347
	2. 国庫補助金	483, 456	16, 449	499, 905
補正されなかった	上科目に係る額	4, 260, 281	0	4, 260, 281
歳	合 計	7, 277, 011	0	7, 277, 011

令和2年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)

令和2年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ966,356千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額 は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰入金		276, 930	2,000	278, 930
	1. 一般会計繰入	276, 930	2,000	278, 930
補正されなかった科目に係る額		687, 426	0	687, 426
歳 入 合	計	964, 356	2,000	966, 356

(歳出) (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合負担金		903, 420	2,000	905, 420
	1. 後期高齢者医 療広域連合負			
	担金	903, 420	2,000	905, 420
補正されなかった科目に係る額		60, 936	0	60, 936

歳	出	合	計	964, 356	2,000	966, 356	
				*	*	*	

令和2年度大和高田市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

- 第1条 令和2年度大和高田市下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (資本的収入及び支出の補正)
- 第2条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「338,239 千円」を「346,039 千円」に、利益剰余金予定処分額「118,255 千円」を「126,055 千円」に改め、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,962,333 千円	6,000 千円	1,968,333 千円
第6項 国庫補助金	305,500 千円	6,000 千円	311,500 千円
第1款 資本的支出	2,300,572 千円	13,800 千円	2,314,372 千円
第1項 建設改良費	1,206,361 千円	13,800 千円	1,220,161 千円

令和2年度大和高田市病院事業会計補正予算(第6号)

第1条 令和2年度大和高田市病院事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度大和高田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の 予定量の一部を次のとおり補正する。

	(即	E決予定量)	(補正予定量)	(計)
(2)年間入院患者数及び外	来患者数			
入院	2.思者数	88,762人	△9,033人	79,729人
外来	<b>兴患者数</b>	202,905人	△3,645人	199,260人
(3)1日平均入院患者数及	び外来患者	数		
入院	尼患者数	243人	△25人	218人
外来	<b>光患者数</b>	835人	△15人	820人

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科 目)	(既决予定額)	(補正予定額)	(計)
収	入			
第1款	病院事業収益	8,249,247千円	△11,745千円	8,237,502千円
第1項	医 業 収 益	7,191,852千円	△469,510千円	6,722,342千円
第2項	医 業 外 収 益	903,823千円	453,901千円	1,357,724千円
第3項	特 別 利 益	153,572千円	3,864千円	157,436千円
支	出			
第1款	病院事業費用	8,244,477千円	25,675千円	8,270,152千円
第1項	医 業 費 用	7,862,132千円	19,961千円	7,882,093千円
第2項	医 業 外 費 用	229,973千円	1,850千円	231,823千円
第3項	特 別 損 失	151,372千円	3,864千円	155,236千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「449,334千円」 を「448,383千円」に、当年度分損益勘定留保資金「368,798千円」を「367,847千円」に、改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収	入			
第1款	資 本 的 収 入	517,288千円	951千円	518,239千円
第2項	補助金	26,153千円	951千円	27, 104千円

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)

(既決予定額)

(補正予定額)

(計)

1. 職 員 給 与 費 4,634,881千円

27,494千円 4,662,375千円

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計への補助を受ける金額「571,151千円」を 「598,100千円」に改める。

## 告示第26号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、手数 料の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月25日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者 省略(市役所前掲示場掲示済み)
- 2 委託した事務の範囲 し尿くみ取り手数料集金事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第9条の規定により、市道の路線を次のように認定する。 その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	路線名	起点	重要な経過地		
21/1/12	26 224	終点			
1 5 6 7	高567号線	大字大中160番2先			
1007	同りのイグ版	大字大中158番3先			
1.5.6.9	古この日始	蔵之宮町130番16先			
1568	高568号線				
1569	高569号線	東三倉堂334番15先			
1309	同りりりりが	東三倉堂334番13先			
1570	高570号線	大字曽大根538番1先			
1370		大字曽大根538番6先			
1571	高571号線	大字有井366番4先			
1371	向 3 7 1 万脉	大字有井180番13先			
1572	高572号線	大字有井180番6先			
1372	同り12万隊	大字有井180番16先			
1573	高573号線	東三倉堂町358番3先			

		東三倉堂町356番5先	
2040 瀬40号	大字藤森130番16先		
	(棋 4 0 万	大字藤森127番7先	
4140 天140号	王1.4.0.早	大字奥田15番8先	
	人工40万	大字奥田13番2先	

## 告示第28号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。 令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

- 1. 道路の種類 市道
- 2. 路線名その他

路線名	区間	幅員 (ギェ)	延 長 (ドパ)	備考
高567号線	大字大中160番2先 大字大中158番3先	7.5~8.0	30.8	
高568号線	蔵之宮町130番16先 蔵之宮町130番8先	4.0~4.0	76. 0	
高569号線	東三倉堂334番15先 東三倉堂334番13先	6.0~13.0	85. 0	
高570号線	大字曽大根538番1先 大字曽大根538番6先	6.0~8.0	34. 0	
高571号線	大字有井366番4先 大字有井180番13先	6.0~11.0	17. 0	
高572号線	大字有井180番6先 大字有井180番16先	6.0~8.0	70. 4	
高573号線	東三倉堂町358番3先東三倉堂町356番5先	6.0~8.0	18. 0	
瀬40号	大字藤森130番16先 大字藤森127番7先	6.0~8.0	102. 0	
天140号	大字奥田15番8先 大字奥田13番2先	6.3~9.9	111.0	

3. 供用開始の期日 令和3年3月26日

## 告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、市道の路線を変更する。 その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。 令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	旧新別	路線名	起点終点	重要な 経過地
1 2 6 7	旧	<b>京</b> 267只纳	大和高田市東三倉堂町381番6先 大和高田市東三倉堂町381番20先	
1367 新		高367号線	大和高田市東三倉堂町381番6先 大和高田市東三倉堂町352番3先	

## 告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域の変更を次のよう に決定する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。 令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

- 1. 道路の種類 市道
- 2. 路線名その他

路線名	変更の区間	変更前の 幅員(m)	変更前の 延長(m)
5日 水 1	を 変文の の に に に に に に に に に に に に に	変更後の 幅員(m)	変更後の 延長(m)
高367号線	大和高田市東三倉堂町381番6先	4.0~4.1	104. 9
同301万豚	大和高田市東三倉堂町352番3先	3.4~6.2	223. 9

#### 告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を開始する。 その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。 令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
高367号線	大和高田市東三倉堂町381番6先 大和高田市東三倉堂町352番3先	令和3年3月26日

# 告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項及び第2項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、環境建設部土木管理課において告示の日から1ヵ月間一般の縦覧に供する。 令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

- 1. 道路の種類 市道
- 2. 路線名その他

2. 此/水石 C V / I	<u> </u>					
路線名	区間	変更 前後	幅員 (ド)	延長 (ドェ)	備考	
高 21号線	大字有井76番4から	前	5.0~5.8	51.0	面積増	
141 2 1 3 ///	大字有井 76番 10まで	後	5.0~8.5	51.0		
高 28号線	日之出西本町 109 番から	前	5.0~5.0	11.7	JJ	
	日之出西本町 109 番まで	後	6.5~6.5	11.7	"	
高138号線	今里町 127番1から	前	2.4~2.8	24. 0	<i>)</i>	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	今里町 140 番まで	後	2.6~3.0	24.0		
<b>去</b> , E E B 始	礒野町 237 番 10 から 礒野町 237 番 10 まで	前	4.0~5.3	22. 0		
高155号線	<b>東</b> 及月 7, 201 田 10 ま く	後	5. 3~5. 3	22. 0	"	
-t <del>-</del> - + -	大字曽大根 156 番 8 から	前	4.1~4.4	25. 0		
高236号線	大字曽大根 156 番 11 まで	後	6.4~6.4	25. 0	11	
	   大字曽大根 156 番 1 から	前	9.0~11.1	44.0		
高239号線	大字曾大根 156 番 8 まで	後	9.2~11.3	44. 0	IJ	
<u> </u>	大字有井 78番 21から	前	5.0~5.1	3. 0		
高345号線	大字有井 76番 10まで	後	0.0~0.0	0.0	面積減	
	高砂町 206 番 2 から	前	8.1~8.1	11.0		
高516号線	高砂町 206 番 5 まで	後	8.1~8.1	11.0	面積増	
高541号線	大字田井 174 番から	前	6.0~6.0	99. 6	JJ	
同日年17個	大字田井 172番8まで	後	6.9~6.9	99. 6	"	
瀬 10号線	大字藤森 186番1から	前	4.5~6.5	168. 0	面積増	
	大字藤森 197番1まで	後	5.0~7.0	168. 0	四個名	
Pt. 0.4 P.96	香芝市五位堂4丁目229番8から 香芝市瓦口1番2まで	前	6.1~7.1	24. 0		
陵 34号線		後	0.0~0.0	0.0	面積減	
	大字奥田 206番1から	前	4.0~13.8	56. 0	7-1±1H	
天 81号線	大字奥田 212番1まで	後	7.0~7.0	56. 0	面積増	
天82号線	大字根成柿 18番1から	前	3.8~4.0	50.0	"	
人 0 4 万禄	大字根成柿 21 番まで	後	3.9~4.1	50.0	"	
天109号線	大字根成柿 534 番 1 から	前	3.9~3.9	35. 0	"	
八103万隊	大字根成柿 536番1まで	後	4.5~4.5	35. 0	"	

3. 供用開始の期日 令和3年3月26日

#### 告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、市道の路線を廃止する。 その関係図面は、環境建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月26日

大和高田市長 堀内 大造

路線番号	路線名	起点終点	- 重要な経過地
1514	高514号線	大和高田市永和町1465番1先 大和高田市永和町1466番1先	

### 告示第34号

介護保険法第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありましたので、 同法第85条の規定により次のとおり告示します。

令和3年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 事業者の名称
  - 合同会社ライフパートナー希望
- 2 指定する事業所の名称及び所在地 ライフパートナー希望 大和高田市今里川合方96-29
- 3 廃止年月日令和3年3月31日
- 4 サービスの種類居宅介護支援

#### 告示第35号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、収納事務を委託したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第17条の3の規定により告示する。

令和3年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 委託を受けた者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目2番1号
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾ
	ンハウス
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号

- 2 委託した収納事務
  - ふるさと大和高田応援寄附金 (インターネットを利用して納付するものに限る。)
- 3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)第13条第2項の規定により告示する。 令和3年3月30日

大和高田市長 堀内 大造

## 1 指定代理納付者の名称及び所在地

名称	所在地
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区新橋1丁目9番2号
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾ
	ンハウス
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-14-6
南都ディーシーカード株式会社	奈良県生駒市東生駒一丁目61番地7
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3丁目33番5号
株式会社トラストバンク	東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3

- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の種類 ふるさと大和高田応援寄附金(インターネットを利用して納付するものに限る。)
- 3 指定代理納付者に歳入を代理納付させる期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 告示第38号

大和高田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱を廃止する告示を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱を廃止する告示 大和高田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱(平成21年告示第13号)は、廃止する。 附 則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第39号

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市生活習慣改善事業実施要綱の一部を改正する告示 大和高田市生活習慣改善事業実施要綱(平成28年告示第50号の2)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は骨密度測定装置」を削る。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

#### 告示第40号

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市新生児定額給付金給付事業実施要綱(令和2年告示第119号)の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

第6条中「令和3年3月31日」を「令和3年4月30日」に改める。

附則

この告示は、告示の日から施行する。

#### 告示第42号

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱 (目的)

第1条 この告示は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条の規定により行う市長による成年後見等の審判請求、審判請求費用の助成及び後見人等報酬の助成について必要な事項を定めることにより、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により判断能力が十分でない者がその尊厳を保持しながら地域において自立した日常生活を営むことができるよう、成年後見制度の利用を促進し、もって高齢者の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 高齢者等 老人福祉法第5条の4第1項が規定する65歳以上の者をいう。
  - (2) 成年後見人等 成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
  - (3) 成年後見等開始の審判 民法(明治29年法律第89号)第7条の規定による後見開始の 審判、同法第11条の規定による保佐開始の審判又は同法第15条第1項の規定による補助開始 の審判をいう。
  - (4) 後見人等報酬 成年後見人等の後見、保佐、補助に係る報酬をいう。
  - (5) 報酬付与の審判 民法第862条、第876条の5第2項及び第876条の10第1項の 規定による報酬付与の審判をいう。
  - (6) 市長による審判請求 老人福祉法第32条の規定に基づく後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求をいう。
  - (7) 審判請求費用の助成 市長による審判請求に要する費用について行う助成をいう。

- (8) 後見人等報酬の助成 後見人等報酬の支払に対する助成をいう。
- 第3条 市長は、本市に住所を有する者のうち成年後見等開始の審判を必要とする状態にあると認められる高齢者等であって、次の各号のいずれかに該当するものについて、市長による審判請求をすることができる。ただし、審判請求に係る審判の対象者(以下この条において「本人」という。)を保護する緊急の必要性が認められる場合において、各号の掲げる要件を確認する時間的余裕がないと認めるときは、この限りでない。
  - (1) 本人に4親等内の親族(「親族等」という。以下この条において同じ。)がいないとき又は 親族等の所在が不明のとき。
  - (2) 虐待、放置、審判請求の拒否その他親族等による審判請求を期待できない事情が認められるとき。
- 2 市長は、前項の審判請求において、市長による審判請求を必要とする状態にあるかどうか判断するに当たって、次に掲げる事項を総合的に考慮するものとする。
  - (1) 本人の事理を弁識する能力の程度
  - (2) 親族等以外の者による本人保護の可能性
  - (3) 行政機関等が行う他施策及び福祉サービスの活用による支援の可能性
  - (4) その他市長が確認を必要とする事項
- 3 第1項の規定による要件の確認又は前項の規定による総合考慮をする時間的余裕がなく、かつ、本人の福祉の増進を図るために市長による審判請求をすべきことが明らかに認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長は、市長による審判請求をすることができる。

(審判請求費用の助成)

- 第4条 市長は、市長による審判請求について、審判請求に要する費用を負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者の資産の状況等を勘案し、市長による審判請求に要した費用の全部又は一部を対象者に負担させることが相当と判断したときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)の定めるところにより、当該費用の返還を求めることができる。

(後見人等報酬の助成等)

- 第5条 市長は、報酬付与の審判が行われた場合において、成年後見、保佐又は補助に係る被後見人、 被保佐人又は被補助人(以下この条において「本人」という。)が本市に住所を有する高齢者等で あって、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、本人に対して後見人等報酬の助成を行 うものとする。ただし、成年後見人等が本人の配偶者、直系親族又は兄弟姉妹であるときは、後見 人等報酬の助成を行わない。
  - (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている者
  - (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者
  - ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であること。
  - イ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が有する現金、預貯金、有価証券等の合計額が、 後見人等報酬の支払に要する費用に30万円を加えた額を下回ること。
  - ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- 2 後見人等報酬の助成の対象となる期間は、報酬付与の審判により報酬付与がなされる期間(以下「報酬付与対象期間」という。)の末日から起算して1年前までの間とする。ただし、市長が特に 必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 後見人等報酬の助成の額は、家庭裁判所が決定する報酬額に相当する額であって月額20,00 0円をその限度とする。

(助成の申請)

- 第6条 後見人等報酬の助成の申請をしようとする者は、大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用 支援事業助成金(後見人等報酬)支給申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に申請しな ければならない。
- 2 前項の規定による申請は、後見人等報酬の付与の審判確定日から起算して3月以内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、後見人等報酬の助成の対象者が第1項の申請をしていたかどうかにかかわらず、当該対象者が後見人等報酬の助成の決定前に死亡していた場合において、当該対象者が生存していたならば前条第1項各号のいずれかに該当したであろうと認めるときは、当該対象者の相続財産から成年後見人等が後見人等報酬の支払を受けることができないときに限り、当該成年後見人等に対して後見人等報酬の助成をすることができる。
- 4 前項の後見人等報酬の助成について、申請その他の手続は後見人等報酬の助成の例により成年後見人等が行うものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知(様式第2号)により通知するものとする。

(対象者の範囲の特例)

- 第8条 介護保険法(平成9年法律第123号)第13条に規定する住所地特例対象施設、生活保護法(昭和25年号外法律第144号)第38条第2項の救護施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の特定施設その他これに準ずるとして市長が別に定める施設(以下この条において「対象施設等」と総称する。)に入所又は入居している者であって当該対象施設等への入所又は入居前に本市に居住していたものは、第3条第1項及び第5条第1項の規定による本市に住所を有する者とみなす。
- 2 第3条第1項及び第5条第1項の規定にかかわらず、市内の対象施設等に入所又は入居している 者であって当該対象施設等への入所又は入居前に市外に居住していたものは、市長による審判請求、 審判請求費用の助成及び後見人等報酬の助成の対象者としないものとする。

(費用等の返環)

第9条 市長は、詐欺その他不正の手段により審判請求費用の助成又は後見人等報酬の助成を受けた 者があるときは、その者に対し、当該費用等の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (譲渡及び担保の禁止)

- 第10条 後見人等報酬の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (補則)
- 第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後になされた市長による審判請求及び審判請求費用の助成並びに同日以後に申請がなされた後見人等報酬の助成について適用する。
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、この告示の施行の日以後に助成の申請がなされた後見人等報酬の額について、報酬付与対象期間に令和3年4月1日が含まれるときは、同項中「月額20,00円」とあるのは「月額30,000円」とする。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

### 大和高田市長 宛

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)支給申請書

助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。なお、受給資格認定に当たり、大和高田市の担当職員が、住民税の課税台帳の閲覧を行うことに同意します。

の担当職員を	が、住民税の記	課税台帳の閲覧を	行うことに	司意します。						
	フリガナ						後	見等類	型	
(被後見人等)	氏名				印		後見	・保佐	・補具	カ
者等)	住所	₸	,	電話番号		(	)			
	フリガナ							職種		
(後見人等)	氏名				印					
人等)	住所	〒	,	電話番号		(	)			
申請 資格 (該 当に <b>2</b> )	□ 中国残留 配偶者の	獲受給者 留邦人等の円滑な ひ自立の支援に関 民税非課税者等(	する法律に。	よる支援給(			中国残	留邦人	等及で	が特定
申請額		円	報酬付与 対象期間				年 年	月 月	日日	からまで
		金融機関名					支店名	1		
振込 金融 機関	種別普通当	銀行・金 口座番号	庫・農協・組合			П	本店座名義	・支店・ 人	支所・	出張所
 1 提出必須 2 提出必須 3 提出必須 3 提出必須 3 提出必須 4 提出必須 4 提出必須 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を 5 を	座 <u></u>									
	スログ 付与審判書謄え	本の写し								

- □ 報酬付与申立書及び添付書類一式の写し
- □ 審判確定が分かる書類(登記事項証明書、裁判所が発行する審判確定証明書等)
- □ 保佐、補助の場合は代理権が分かるもの(登記事項証明書等)
- □ 預金通帳の写し(報酬付与対象期間)
- □ 後見等活動報告書等の活動の内容が分かるもの
- □その他大和高田市が報酬助成の審査に必要と認めるもの

## 2 生活保護受給者

- □ 生活保護受給証明書
- 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律による支援給付受給者

□ 本人確認証の	- )写し					
4 資産等の基準を	満たす者					
□ 資産等申告書	書(別紙1)及び添	付書類(有価証	<b>券等</b> 0	か写し)		
5 住所地特例施設	とに入所しており、	大和高田市民で	ない者	<b>½</b>		
□ 市町村民税非	<b>津税証明</b>					
□ 住民票の写し	/					
□ 介護保険被係	<b>於者証</b>					
6 本人が死亡した	_場合					
□ 債務申告書	(被後見人等死亡時	) (別紙2)				
7 注意事項						
● 各種公的書	類は3か月以内に取	対得したものとし	します	0		
● 被後見人等	とは、成年被後見人	、、被保佐人、褚	波補助	人のことをいいます	0	
● 後見人等と	は、成年後見人、保	早佐人、補助人の	のこと	をいいます。		
● 後見人等が	本人の配偶者、直系	系親族又は兄弟が	市妹の	場合は、支給を受け	けられません	/o
別紙1						
					年 月	日
大和高田市長 宛						
		資産等申告	書			
	<del>(</del>		~ III. <del>III•</del>	ロコマル カックを対して		
本人(被後見人等	<u>f) :                                   </u>	(	ク世帝	員にかかる資産につ	ひいて、火の	とわり甲骨
します。 フリガナ	T					
世帯員氏名						
(続柄)	( )	(	)	( )		( )
	, , ,	`		,		`
現金	円		円	円		円
預貯金						
	円		円	円		円
<b>右</b> 揮冠光	m		Ш	m		m
有価証券 (株・債券等)	円		円	円		円
(体・)損券寺/	円		円	円		円
			1.4			
	円		円	円		円
	円		円	円		円
その他	円		円	円		円
	<u> </u>		门	H		
	円		円	円		円
	円		円	円		円

令和3年4月14日(水)		大和高田市公報	Ž			第	387号
合計	円	円		円			円
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有物の有無		無 · 有 (				)	
※有価証券等は評価額の分かる	ものを液	が付して下さい。					
別紙 2							
					年	月	日
					+	Л	Д
大和高田市長 宛							
	債務日	申告書(被後見人等列	<b>尼亡</b> 時	<del>Ĵ</del> )			
死亡した本人(被後見人等)	:		の例	<b>桟債務について</b>	、次の	)とおり!	申告し
ます。 支払項目 (公共料金・医療費等)		債務額		返	済予定	額	
			円				円
			円				円
			円				円
			円				円
			円				円

		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
		円		円
合計		円		円
残った預貯金から債務を返 済した残額	残預貯金 円	返済予算	定額合計 円 =	円

- ※ 死亡時点での債務額を記載して下さい。
- ※ 全ての債務に対して請求書等を添付して下さい。

様式第2号(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長印

大和高田市高齢者に係る成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見制度利用支援事業助成金(後見人等報酬)について、次のとおり決定したので通知します。

申請者氏名 (被後見人等)		
代理人氏名 (後見人等)		
決定内容	全部支給 • 一部支給 • 不支給	
支給金額	P	
不支給・減額 の理由		
備考		

#### 告示第43号

大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱 (目的)

第1条 この告示は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき実施す る知的障害者及び精神障害者に係る成年後見制度の利用に対する支援について必要な事項を定め、 もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(支援の内容)

- 第2条 支援の内容は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 知的障害者福祉法第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11 の2の規定に基づく後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求(以下「市長による審判請求」 という。)
  - (2) 前号の審判請求に要する費用の助成(以下「審判請求費用の助成」という。)
  - (3) 第1号の市長による審判請求により開始した成年後見、保佐又は補助において、成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬(以下「後見人等報酬」という。)の支払に要する費用に対する助成(以下「後見人等報酬の助成」という。)

(審判請求の対象者)

- 第3条 市長による審判請求の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 本市に住所を有する者
  - (2) 65歳未満の者
  - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号)第4条の知的障害者又は精神障害者
  - (4) 成年後見等開始の審判を必要とする状態にあり、成年後見人等なしでは生命、身体又は財産に対する重大な侵害を回避できないと認められる者
- 2 市長は、前項第4号に該当するかどうか判断するに当たって次に掲げる事項を総合的に考慮する ものとする。
  - (1) 審判請求に係る審判の対象者(以下この条において「本人」という。)の事理を弁識する能力の程度
  - (2) 本人の4親等内の親族(以下「親族等」という。)の有無、親族等による本人保護の可能性及び親族等が審判請求を行う意思の有無
  - (3) 行政等が行う保健、医療及び福祉サービスの活用による本人に対する支援策等の効果
  - (4) その他市長が確認を必要とする事項
- 3 第1項の規定による要件の確認又は前項の規定による総合考慮をする時間的余裕がなく、かつ、本人の福祉の増進を図るために市長による審判請求をすべきことが明らかに認められるときは、前2項の規定にかかわらず、市長は、市長による審判請求をすることができる。

(審判請求費用の助成)

- 第4条 市は、市長による審判請求について、審判請求に要する費用を負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、対象者の資産の状況等を勘案し、市長による審判請求に要した費用の全部又は一部を対象者に負担させることが相当と判断したときは、家事事件手続法(平成23年法律第52号)の定めるところにより、当該費用の返還を求めることができる。

(後見人等報酬の助成)

- 第5条 市長は、市長による審判請求により開始した成年後見、保佐又は補助に係る成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下この条において「本人」という。)について、民法(明治29年法律第89号)第862条、第876条の5第2項又は第876条の10第1項の規定による報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)が行われた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、本人に対して後見人等報酬の助成を行うものとする。ただし、成年後見人等が本人の配偶者、直系親族又は兄弟姉妹であるときは、この限りでない。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付を受けている者
  - (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者

- ア 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市町村民税非課税であること。
- イ 本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が有する現金、預貯金、有価証券等の合計額が、 後見人等報酬の支払に要する費用に30万円を加えた額を下回ること。
- ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。
- 2 後見人等報酬の助成の対象となる期間は、報酬付与の審判により報酬付与がなされる期間(以下「報酬付与対象期間」という。)の末日から起算して1年前までの間とする。ただし、市長が特に 必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 後見人等報酬の助成の額は、家庭裁判所が決定する報酬額に相当する額であって月額20,00 0円をその限度とする。

(助成の申請)

- 第6条 後見人等報酬の助成の申請をしようとする者は、大和高田市障害者に係る成年後見制度利用 支援事業助成金支給申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、報酬付与の審判の確定日から起算して3月以内に行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、後見人等報酬の助成の対象者が第1項の申請をしていたかどうかにかかわらず、当該対象者が後見人等報酬の助成の決定前に死亡していた場合において、当該対象者が生存していたならば前条第1項各号のいずれかに該当したであろうと認めるときは、当該対象者の相続財産から成年後見人等が後見人等報酬の支払を受けることができないときに限り、当該成年後見人等に対して後見人等報酬の助成をすることができる。
- 4 前項の後見人等報酬の助成について、申請その他の手続は後見人等報酬の助成の例により成年後見人等が行うものとする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、助成の可否を決定し、大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業助成金支給(不支給)決定通知(様式第2号)により通知するものとする。

(対象者の範囲の特例)

- 第8条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設その他これに準ずるものとして市長が別に定める施設(以下「対象施設」という。)に入所している障害者であって、対象施設への入所前に本市に居住していたものは、第3条第1項第1号及び第5条第1項の規定による本市に住所を有する者とみなす。
- 2 第3条第1項及び第5条第1項の規定にかかわらず、市内の対象施設に入所している者であって、 当該対象施設への入所前に市外に居住していたものは、市長による審判請求、審判請求費用の助成 及び後見人等報酬の助成の対象者としないものとする。

(費用等の返還)

第9条 市長は、詐欺その他不正の手段により審判請求費用の助成又は後見人等報酬の助成を受けた 者があるときは、その者に対し、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

- 第10条 後見人等報酬の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。 (補則)
- 第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日等)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、この告示の施行の日以後になされた市長による審判 請求及び審判請求費用の助成並びに同日以後に申請がなされた後見人等報酬の助成について適用 する。

2	第5条第3	3項の規定にかか	わらず、こ	この告示の	施行の	日以後に助成	の申請が	なされた後、	見人等報
	酬について、	報酬付与対象期	間に令和:	3年4月1	日が含む	まれるときは	、同項中	「月額20,	0 0 0
	円」とあるの	のは「月額30,	000円」	とする。					

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業助成金支給申請書

助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。なお、受給資格認定に当たり、大和高田市の担当職員が住民税の課税台帳の閲覧を行うことに同意します。

	フリガナ	)		· ·			後	見等類	型	
(被後見人等)	氏名				印		後見	・保佐	• 補即	カ
者 人等)	住所	〒	電	話番号		(	)			
	フリガナ							職種		
(後見人等)	氏名				印					
人等	住所	Ŧ	電	話番号		(	)			
申請 資格 (該 当に☑)	□ 中国残骸 配偶者©	獲受給者 留邦人等の円滑な の自立の支援に関 民税非課税者等(⅓	する法律によっ	る支援給付			中国残·	留邦人	等及で	び特定
申請額		円	報酬付与対象期間				年年	月月	日日	からまで
		金融機関名					支店名			
振込 金融			庫・農協・組合					・支店・	支所・	出張所
機関	種別 普通当 座	口座番号	1.			口	座名義	人		

1	提出	1.77	石.	#:4	石
1	提出	なレム	/日 -	<del>=</del> 4	ìΗ

- □ 報酬付与審判書謄本の写し
- □ 報酬付与申立書及び添付書類一式の写し

□ 審判確定が分	かる書類	(登記事項	証明書、表	裁判所が発	経行する審	判確定証明	]書等)	
□ 保佐、補助σ	場合は代理	理権が分か	るもの (を	登記事項証	E明書等)			
□ 預金通帳の写	をして報酬化	计与対象期	間)					
□ 後見等活動報	B告書等の?	舌動の内容	が分かる。	もの				
□ その他大和高	毎田市が報	酬助成の審	査に必要。	と認めるも	<b>か</b>			
2 生活保護受給者	<u>.</u> I							
□ 生活保護受給	証明書							
3 中国残留邦人等	等の円滑な!	帚国の促進	並びに永信	主帰国した	中国残留	邦人等及で	が特定配偶	者の自立の
支援に関する法律	まによる支持	爱給付受給	者					
□ 本人確認証の	)写し							
4 資産等の基準を	満たす者							
□ 資産等申告書	善(別紙1)	及び添付	書類(有何	<b>西証券等</b> ∅	)写し)			
5 対象施設に入所	fしており、	大和高田	市民でない	~者				
□ 市町村民税非	=課税証明							
□ 住民票の写し								
□ 障害福祉サー		者証等						
6 本人が死亡した								
□ 債務申告書		等死亡時)	(別紙2)					
7 注意事項	(1)(1)(1)(1)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	()3 3/11 ( = )					
<ul> <li>各種公的書類</li> </ul>	がまるか月」	以内に取得	したもの。	レします。				
<ul><li>被後見人等と</li></ul>				· ·	のことを	いいます。		
<ul><li>後見人等とは</li></ul>								
<ul><li>後見人等が本</li></ul>						-	れません	,
別紙 1	~/ C v / HL   A		MX X (	12 21 12 12 12 12 12 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13			7400 C/C	<b>'</b> 0
J 1/15/ I							年	月 日
							—	/1 H
大和高田市長 宛								
八和同田市民 76								
			資産等	由生聿				
			貝圧寸	TDB				
本人(被後見人等	<u> </u>			の世世	昌にかかれ	、姿部につ	いて物	のとおり申
<u> </u>	r) •				女にいっいっぱ	)貝座に ノ	V · C 、 DC	// これり サー
フリガナ								
世帯員氏名								
(続柄)	(	)	(	)	(	)	(	)
	`	,		,		,	`	
現金		円		円		円		円
預貯金								
1671 亚		円		円		円		円
有価証券		円		円		円		円
(株・債券等)				ш		т		
		円		円		円		円
その他		円		円		円		円
	l	1 1		1.1		1.1		1 1

	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
合計	円	円	円	円
居住用以外の土地 貴金属等の所有物		無 · 有 (		)

※有価証券等は評価額の分かるものを添付して下さい。

別紙2

年 月 日

大和高田市長 宛

債務申告書(被後見人等死亡時)

死亡した本人(被後見人等): の残債務について、次のとおり申告し

<b>よ</b> り。		
支払項目 (公共料金・医療費等)	債務額	返済予定額
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
合計	円	円

	残った預貯金から債務を 済した残額	·返 残預貯金 円	_	返済予定額合計 円	=		円
	<ul><li>死亡時点での債務額を</li><li>全ての債務に対して請</li></ul>		い。				
桪	会式第2号(第7条関係)				第年	月	号日
	様			大和高田市長	7	Л	印
	大和高田市障害者は	<b>工係る成年後見制度利用</b>	支援	事業助成金支給(不	支給)為	快定通知書	
13	年 月 こついて、次のとおり決定 申請者氏名	1.14.7	た成	年後見制度利用支援	事業助成	总金(後見人	等報酬)
	(被後見人等) 代理人氏名 (後見人等)						
	決定內容	全部支統	给	<ul><li>一部支給</li><li>・</li></ul>	不支給		
	支給金額						円
	不支給・減額 の理由						
	備考						

## 告示第44号

大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市重度心身障害者(児)福祉タクシー実施要綱(平成4年告示第13-4)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「障害程度がそれぞれ」を「いずれかの障害程度が」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 身体上の障害の重複(身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する上肢及び聴覚のみの重複を除く。)により障害程度が1級又は2級の者

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

#### 告示第46号

大和高田市高齢者短期宿泊事業実施要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市高齢者短期宿泊事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、身体上若しくは精神上の障害のため又は環境上の理由から在宅での生活が著しく困難な高齢者に対して、当該高齢者の安全な生活が確保されるまでの間、養護老人ホーム(以下「施設」という。)に宿泊させること(以下「短期宿泊事業」という。)により、生命、身体又は財産の一時的な保護を図り、もって高齢者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 短期宿泊事業の内容は、市長が指定する施設において高齢者を一時的に宿泊させ養護することにより、当該高齢者の心身の健康を保持するための体調の調整を図るものとする。 (対象者)

- 第3条 次の各号のいずれにも該当する65歳以上の在宅の高齢者(以下「対象者」という。)は、短 期宿泊事業の利用を申請することができる。
  - (1) 本市に住所を有する者
  - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条の規定による要介護又は要支援の認定を受けていない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象者としない。
  - (1) 伝染性疾患の患者又は入院加療が必要と認められる者
  - (2) 施設の秩序を乱すおそれがあると認められる者
  - (3) 施設管理上著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる者
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、生命、身体又は財産の保護のため緊急の必要があると認めるときは、その者を対象者とみなすことができる。

(利用要件)

- 第4条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、短期宿泊事業を利用できるものとする。
  - (1) 虐待等が原因で一時的に養護する必要があると認められるとき。
  - (2) 認知症等による症状が原因で在宅生活が困難であると認められるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、短期宿泊事業の利用が必要であると市長が認めるとき。

(利用申請及び決定)

第5条 対象者は、短期宿泊事業の申請に当たって、大和高田市短期宿泊事業利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 心身状況表(様式第2号)
- (2) 医師の証明書(様式第3号)
- 2 市長は、前項の申請があったときは、前条の規定による利用要件に基づき短期宿泊事業の利用の 適否を審査し、適当と認めるときは大和高田市短期宿泊事業利用決定通知書(様式第4号)により、 不適当と認めるときは大和高田市短期宿泊事業利用却下通知書(様式第5号)により申請者に通知 するものとする。
- 3 市長は、第3条第3項の対象者に短期宿泊事業を利用させるときは、前項の規定による決定及び 通知を口頭により行うことができる。この場合において、市長は、事後にその決定を証する書面を 当該利用者に交付するものとする。

(利用期間)

第6条 短期宿泊事業の利用期間は、利用を開始した日の翌日から起算して14日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、利用期間を延長することができる。

(利用決定の取消し)

- 第7条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、短期宿泊事業の利用の決定を取り 消すものとする。
  - (1) 第3条に規定する対象者要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 第4条に規定する利用要件に該当しなくなったとき。
  - (3) その他短期宿泊事業の利用を継続することが困難と市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により短期宿泊事業の利用決定を取り消したときは、大和高田市短期宿泊事業利用決定取消通知書(様式第6号)により利用者に通知するものとする。

(費用負担)

- 第8条 利用者は、短期宿泊事業に要する費用として、1日当たり380円を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、利用者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条1項に規定する被保護者の属する世帯(単給世帯を含む。)と生計を一にする場合は、前項の規定による費用の負担を免除する。
- 3 利用者は、第1項の規定に基づく費用負担のほか、食材料費相当額を負担するものとする。 (補則)
- 第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛

申請者 住所 氏名

電話 - -

大和高田市短期宿泊事業利用申請書

次のとおり短期宿泊事業を利用したいので、申請します。

対	<i>A</i> -	部	
象	土	ולו	

生	希		緊			者
泪	望、	期宿る理(	急	電	生	氏
<u>.</u>	する		連	話	年	
保	5 期	必要	絡	番	月	
護	間	歩と	先	号	田	名
			(	(		
	年					
1	月		)	)		
受り	日				年	
けている	から				J	
)			_	_		
2	年		-	-		
受けて	月				日	
いない	日まで					

様式第2号(第5条関係)

視

力

心 身 状 況 表 (短期宿泊事業用)

対象者氏名 障害 部 位 身体障害者手帳 級 現在病 疾病の状況 既往病 病院名 科 名 科 主治医名 医師 かかりつけ の医療機関 住 所 ) 電話番号 (

1 普通 2 弱視 3 喪失

聴力	1	普通	2	やや難聴	3	難聴			
言語機能	1	普通	2	障害あり	3	喪失			
記憶	1	普通	2	やや悪い	3	悪い			
意思の疎通	1	普通	2	やや悪い	3	悪い			
歩 行	1	自立	2	杖歩行	3 -	一部介助	4	全部介助	
外 出	1	自立	2	杖歩行	3 -	一部介助	4	全部介助	
食事摂取	1	自立	2	一部介助	3	全部介助			
調理	1	自立	2	一部介助	3	全部介助			
入 浴	1	自立	2	一部介助	3	全部介助			
着脱衣	1	自立	2	一部介助	3	全部介助			
排  泄	1	自立	2	一部介助	3	全部介助			
掃除	1	自立	2	一部介助	3	全部介助			
洗濯	1	自立	2	一部介助	3	全部介助			

様式第3号(第5条関係)

医師の証明書 (短期宿泊事業利用のため)

対象者 住 所 氏 名 生年月日

年 月 日

上記の者は、以下のとおり、短期宿泊事業を受けられる状態であることを証明する。ただし、上記の者について現在以降の状態急変による不測の事故を保障するものではない。

- 1 伝染性疾患を認めない。
- 2 胸部・腹部に特記すべき理学的異常所見を認めない。
- 3 入浴の可否 可 ・ 否
- 4 その他特記事項

	年	月	日										
					医療機関医師名	所名名	至地 称					目	]
様式	第4号										第 年	月	<del>号</del> 日
ので	年 通知しま	杉 にす。			日市短期宿 申請のあっ7			決定通				印 決定	
	対	老 者	住 所										
	短期	宿泊	期 間	白	E 月	日	から		年 月	日、	まで		
	自己負担利用施設												
	備		考										
様式	第5号	(第5条	《関係) 様								第 年	月	<del>号</del> 日
				大和高田	市短期宿	泊事	業利用		大和高 通知書	田市長		Ħ	1

年 月 日付けで申請のあった短期宿泊事業の利用について、審査した結果、次のと おり却下することに決定したので通知します。

様式第6号(第7条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

大和高田市長

囙

大和高田市短期宿泊事業利用取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した短期宿泊事業の利用を、次のとおり取り消すことに決定したので通知します。

				. , 0					
対	象 者	住	所						
7.1	<b>家</b> 有	氏	名						
取	消	期	П		年	月	日		
取	消	理	曲						
備			考						

### 告示第51号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第3項の規定により、本市における令和3年度 固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所及び期間を次のとおり告 示します。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

1. 縦覧場所 大和高田市役所 税務課

2. 縦覧期間 令和3年4月1日から令和3年4月30日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

#### 告示第52号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
  - (1) 施設の名称 大和高田市総合福祉会館
  - (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 2 指定管理者となる団体
  - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
  - (2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲 大和高田市総合福祉会館条例(平成17年条例第36号)第17条に規定する業務
- 4 指定管理者の指定の期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 告示第53号

大和高田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第1号)第 6条第2項の規定により、指定管理者の指定について告示します。

令和3年3月31日

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
  - (1) 施設の名称 大和高田市高田温泉さくら荘
  - (2) 施設の所在地 大和高田市大字池田447番地
- 2 指定管理者となる団体
  - (1) 団体の名称 社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会
  - (2) 団体の所在地 大和高田市大字池田418番地1
- 3 指定管理者が行う業務の範囲 大和高田市高田温泉さくら荘条例(平成17年条例第25号)第14条に規定する業務

4 指定管理者の指定の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### 告示第54号

大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市国民健康保険がん検診補助金交付要綱(令和2年告示第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び前立腺がん検診」を「、前立腺がん検診及び大腸がん検診」に改める。 様式第1号中「大和高田市長 殿」を「大和高田市長 宛」に、

種				別	受	診		日	
乳		が		ん			年	月	日
子	宮	頸	が	ん			年	月	日
前	<u> </u>	腺	が	ん			年	月	日

| を

 種
 別
 受
 診
 日

 年
 月
 日

 年
 月
 日

 年
 月
 日

」に、

「下に貼付」を「申請書に添付」に改め、「【領収書添付位置】」を削る。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

#### 告示第56号

大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の8第 2項の規定に基づき、国、都道府県及び市町村以外の者が法第6条の3第2項に規定する放課後児 童健全育成事業(以下「事業」という。)を行う場合の届出等について必要な事項を定めるものとする。

(事業の開始の届出)

- 第2条 本市において事業を行う者(以下「事業者」という。)は、法第34条の8第2項の規定により、あらかじめ、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)第36条の32の2第1項各号に掲げられる事項を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業開始届(様式第1号)により行うものとする。 (届出事項の変更等)
- 第3条 事業者は、届け出た事項に変更があったときは、法第34条の8第3項の規定により、変更の日から1月以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、事業の休止の届出をした事業者が、休止していた当該届出に係る事業を再開した場合について準用する。
- 3 前2項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届(様式第2号)により行うものとする。

(事業の廃止又は休止の届出)

- 第4条 事業者は、当該届出に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項の規定により、あらかじめ、省令第36条の32の3各号に掲げられる事項を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出は、放課後健全育成事業廃止(休止)届(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

- 第5条 事業者は、毎年4月20日までに、前年度の事業の実施状況を市長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、放課後健全育成事業年次実績報告書(様式第4号)により行うものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、事業の届出等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条)

年 月 日

大和高田市長 宛

事業者

住所(法人の場合は主たる事務所の所在地) 氏名(法人名及び代表者の氏名)

印

#### 放課後児童健全育成事業開始届

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を次のとおり開始するので、届け出ます。

業の	を の 内 容
----	---------

経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、そ の名称及び主たる事務 所の所在地)	
職員の定数	職員数: 名(放課後児童支援員: 名、補助員: 名、 その他(事務職員等): 名)
施設の名称	
施 設 の 種 類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画:       m² [1人当たり:       m²]       合計:       m²         その他:       m²         建物の構造:       造 建物の階数:       階建の 階
事業開始の予定年月日	
	口字勢なの地の甘木処勢
書類を添付	□定款その他の基本約款 □運営規程 □主な職員の氏名及び経歴(名簿等を添付) □職務の内容(上記の名簿等に記載) □建物その他設備の図面(平面図等を添付) □収支予算書及び事業計画書(ただし、教育委員会がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要)
様式第2号(第3条関係) 大和高田市長 宛	年 月 日
大和高田市長 宛	事業者
	住所(法人の場合は主たる事務所の所在地) 氏名(法人名及び代表者の氏名)
	印 放課後児童健全育成事業変更届
年月日に事業	開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、届け出ます。
施設の名称	
施設の所在地	
変更する事項 (該当する事項の番 号に○) 1 2 3 4 5 6	経営者の氏名及び住所8 施設の種類定款その他の基本約款9 施設の所在地運営規程1 0 建物その他設備の規模及び構造職員の定数及び職務内容並びにその図面

			12 その他(		)	
	変更					
変 更 内 容 (「変更する事	前					
項」欄において						
<ul><li>○をした番号に</li><li>応じて記載)</li></ul>	変					
//L, C (1114X)	更後					
事業変更年月	日日					
<i>I (++- +y.</i>						
【備考】 変更する事項に	こより、	、必見	要な書類を添付			
55527 5 7 7 1	J. ,	, ,_,	X 0. E/X 0. I/X			
<b>举一答 2 日 (答 4 8</b>	(日日 (左)	`				
様式第3号(第4条	ミ  <b> </b>    (計)	)	£	Ē	月	日
大和高田市長	<u>i</u>			'	7.	
			事業者			
			住所(法人の場合は主たる事務所の所在地	1)		
			氏名(法人名及び代表者の氏名)		印	
			放課後児童健全育成事業廃止(休止)届			
	に事	業開頻	始の届出を行った事業について、次のとおり廃止(休止)	する	ので、	届
け出ます。						
施設の	名	称				
施設の所	在	地				
経営者の氏名及	なび自	È所				
事業廃止又は 年月日	休业	: の				
休 止 予 定	· #B	胆				
(該当する場合						
		·				

	又は休止の理由 具体的に)						
に対	E宜を受けている児童 対 す る 措 置 具 体 的 に )						
様式第	4 号(第 5 条関係) 田市長 宛	車"	業者			年	月 日
	放課 月 日から 年 り報告します。	住所 氏之	所(法人の名 名(法人名 育成事業年	場合は主た 及び代表者 次実績報告 後児童健全習	で氏名)		印ついて、次
事業者	の氏名及び住所						
経営者	行の氏名及び住所						
事業実	<b>産施上の呼称</b>						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
	在籍児童数						
	延利用児童数						
月	開所日数						
別	1日平均利用数						
状		10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
況	在籍児童数						
	延利用児童数						
	開所日数						
	1日平均利用数						
年間状況		延利用児童数 人 1日平均利用数 人					
十间孙	\{\frac{1}{\subset}\L	開所日数	F	1(うち土・	日曜日開戸	 「日数 □	∃)_

障害児の状況	延利用児童数	人	1日平均利用数	人
その他				
担当者(氏名、役職及び連絡先)				

(注)

- 1 この報告書は、前年度の状況について、4月20日までに提出してください。
- 2 事業の内容に変更が生じた場合は、放課後児童健全育成事業変更届(様式第2号) を提出してください。

#### 告示第60号

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、体育大会又は競技会に参加する小学校及び中学校の児童生徒及びその保護者の 経済的負担を軽減し、もって学校教育の振興に資するため、予算の範囲内で大和高田市児童生徒派 遣費補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象とする者は、大和高田市立小学校及び中学校に就学する児童生徒の保護者 とする。

(補助対象とする大会等)

- 第3条 補助金の交付対象とする大会は、次のとおりとする。
  - (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会が主催するジュニアオリンピック競技会又は公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会
  - (2) 近畿中学校体育連盟及び近畿各府県教育委員会が主催する近畿中学校総合体育大会
  - (3) 音楽、演劇、美術その他文化活動を行うクラブが参加する競技会(発表会及び展覧会を含む。)の全国大会、近畿大会若しくは西日本大会
  - (4) 前3号に掲げる団体に準ずる団体が主催する全国大会、近畿大会又は西日本大会であって、 市長が適当であると認めたもの

(補助対象とする経費)

- 第4条 補助金の交付対象となる経費は、児童生徒が前条各号に掲げる大会への参加に要した経費と し、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 交通費 鉄道 (バスを含む。)、船及び航空機を最も経済的な通常の経路を旅行し、可能な 限り学生割引、団体割引等を利用した額
  - (2) 宿泊費 児童生徒が宿泊に要した額 (飲食費を除く。)。ただし、職員等の旅費等に関する 条例 (昭和27年条例第13号) 別表7の項第1欄に定める宿泊料の額を上限とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、児童生徒1人につき、前条の規定により算出した額の2分の1の額とする。 ただし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を上限額とする。
  - (1) 児童 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
  - ア 全国大会 5,000円
  - イ 近畿大会及び西日本大会 2,500円
  - (2) 生徒 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 全国大会 10,000円

イ 近畿大会及び西日本大会 5,000円

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により市長が 援助を行っている保護者の世帯に属する児童生徒に対する補助金の額は、前項の規定により算出し た額の全額とする。

(補助金の交付申請等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする保護者は、大和高田市児童生徒派遣費補助金交付申請書(様式第1号)にその他必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、大和高田市児童生徒派遣費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金交付規則の適用)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付その他の手続及びこれらに係る様式については、 大和高田市補助金交付規則(平成12年規則第51号)の定めるところによる。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日に、大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱(平成14年教育委員会告示 第8号)に基づき、申請がなされた補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

大和高田市長 宛 (申請者)保護者住所

保護者氏名

囙

#### 大和高田市児童生徒派遣費補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、大和高田市児童生徒派遣費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

		H-0				
補助対象者	在籍学校名 参加者数 児童生徒氏名 学年 住所 就学援助費 受給・不受済 □省略(参加者名簿を添付す					
補助対象とする 大会	名 称 開催日時 年 開催場所	月 目	~	年	月	日

1. 1 1 = 24 ± ± 1 (24			
交付申請額	金	円	
	□参加者名簿(児童生徒氏名、 ず記載すること。)	学年、住所及び就学援助費の受	給の有無を必
次./ [. 寺**本	□補助対象となる大会等の目的	力及び計画が明らかになる書類	
添付書類	□補助対象経費の明細を確認て		
	□□座振込依頼書		
	□その他書類(	)	
様式第2号(第6条	盟俘)		
	XI/N		第
			年 月 目
	様		1 /1 -
	197	大和高田市長	印
<del>,</del>	、和高田市児童生徒派遣費補助金	・(交付・不交付)決定通知書	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
年 月	日付けで申請のあった児童生徒》	派遣費補助金の交付について、下	~記のとおり決定
したので、通知しま <sup>*</sup>	す。		
	記		
決定区分	交	付 • 不交付	
IAH UA LIV			
補助対象とする 大会等の名称			
八云寺の石柳			
補助金交付決定額	質 金	円	
	公台		
	<u></u>	<del>-</del>	
公告第22号			
ALMUU	入札	公 告	
次のとおり条件付	き一般競争入札を行いますので、	•	三政令第16号)
	項及び大和高田市契約規則(平原		
します。	2424 2 2 4 11 11 4 12 14 20 14 20 14 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	/* = = 1 /20214214 0 14 1 214 1 21642/9	
令和3年2月2	5 H		

1 件名令和3年度広報誌「やまとたかだ」、「県民だより奈良」等配送業務委託2 契約期間契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務内容等	仕様書のとおり
4 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て
	満たしているものとします。
	(1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
	であること。 (2)
	(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開 始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2
	25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ
	と。
	(3)入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成)
	21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でない
	こと。
	(4)(1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置
	要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す
	る者でないこと。
	(5) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定 による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者又は同法第36条
	第1項の規定による貨物軽自動者運送事業者であること。
5 競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類
認の申請	(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての
	確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出し
	ない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者
	は、競争入札に参加することができません。
	(1)様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」
	欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え 付けています。
	(2)必要書類は、次のとおりとします。
	① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)
	② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)
	③ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること又は貨物軽
	自動者運送事業者であることを証する書類
	④ 履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
	⑤ 印鑑証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの) 上記④、⑤は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録
	上記せ、砂は、人和尚田川物品購入寺親事人化参加賃格有登録 名簿に登録している者については、提出の必要はありません。
	(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易
	書留郵便」に限る。)とします。
	(4) 受付期間
	令和3年2月25日(木)から令和3年3月9日(火)まで。た
	だし、土曜日及び日曜日を除きます。
	(5) 受付時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1 時までを除きます。 (6) 提出場所
	〒635−8511
	大和高田市大字大中100番地1
	大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室
	八四回四四区/

6 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの
確認通知	とし、その結果は、郵送により通知します。
	(1) 郵送日
	提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除き
	ます。
	(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を
	送付します。
	(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書
	を送付します。
7 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、
についての質疑応答	次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本
	市ホームページに掲載しています。)
	(1)受付期限 令和3年3月18日(木)午後5時15分まで
	(2) 送信先
	大和高田市役所 環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3) 回答期限
	令和3年3月19日(金)午後5時15分まで
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
8 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
	(1)期限
	令和3年3月23日(火)まで。入札執行日の前日であるため、
	この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
	(2)郵送先
	<b>〒</b> 635−8799
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局
	留
	大和高田市 契約監理室
	(3)郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
9 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
	事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記し
1.0 7.41/11=7.4	載してください。
10 入札保証金	免除します。
11 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時
	(1) 日時 令和3年3月24日(水)午前10時00分から
	(2)場所
	大和高田市役所 別棟2階 会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において
	一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページ
	で公表します。
12 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。
= =	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び
	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入
	札
<del> </del>	

	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落 札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものの した入札
13 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入 札を行った者とします。
14 その他	<ul><li>(1)大和高田市入札者心得に準拠する。</li><li>(2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</li><li>(3)詳細は入札説明書(仕様書)によります。</li></ul>

#### 公告第27号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月11日

大和高田市長 堀内 大造

### 公告第28号

### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和3年3月26日

1	工事名	総合福祉会館空調改修工事
2	工事場所	総合福祉会館(大和高田市 大字池田 地内)
3	工事期間	契約締結日から令和3年12月28日 (火) まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべ
		て満たしているものとします。
		(1) 令和2年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿
		の市内「管工事(空調)」若しくは「電気工事」又は市外「管工事」
		に登録している者であること。
		(2) 市内「管工事(空調)」及び「電気工事」登録業者は大和高田市
		内に本店を有する者であること。
		(3) 市外「管工事」登録業者は奈良県内に本店又は支店等(委任先
		に限る。)を有する者であること。
		(4) 市内「電気工事」登録業者は建設業法(昭和24年法律第10
		0号。以下「法」という。)第3条第1項における管工事業の建設業
		許可を有する者であること。
		(5) 管工事における、法第27条の23第1項の規定による経営規
		模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近の
		もの)の総合評定値が900点以上である者
		(6) 管工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点にお
		いて継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任で
		配置できる者であること。
		(7) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

であること。 (8)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開 始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2 25号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法 の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (9) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80 号) に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (10)(7)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措 置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当 する者でないこと。 6 競争入札参加資格確 この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争 認の申請 入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入 札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限ま でに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格が ないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」 よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ⑥ 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ⑦ 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) 「管工事業」の建設業許可証明書の写し(市内「電気工事」 登録業者に限る。) ⑨ 経営事項審査結果通知書の写し (3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に 限る。)とします。 (4) 受付期間 令和3年3月29日(月)から令和3年4月6日(火)まで。た だし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。 (6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 1階 環境建設部契約監理室 7 競争入札参加資格の 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの 確認通知 とし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を 送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書 を送付します。 8 入札説明書(仕様書) 入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。 の配布 (1)配布の期間 令和3年3月29日(月)から令和3年4月6日(火)まで (2)配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

	(3)配布の場所
	大和高田市大中100番地1
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室 入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、
についての質疑応答	次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本
	市ホームページに掲載しています。)
	(1)受付期限
	令和3年4月22日(木)午後5時まで
	(2) 送信先
	大和高田市役所 環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3)回答期限
	令和3年4月23日(金)午後5時まで
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
	(1) 期限
	令和3年4月27日(火)。入札執行日の前日であるため、この日
	の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
	(2)郵送先
	<b>〒</b> 635−8799
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局
	留
	大和高田市 契約監理室
	(3)郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に
	係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額
	を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市
	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す
	る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停
	止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとな
	ります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。
	(1) 日時
	令和3年4月28日(水)午前10時
	(2)場所
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2 階 会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に
	供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。
	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び
	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入
	札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落
	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの
	した入札
15 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入
	札を行った者とし、低価を示した者を優先します。

1 6	事後審査	落札候補者の優先順位により5 (6) に係る確認審査を実施します。
		(1)審査日時
		契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。
		(2)場所
		大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
1 7	契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 8	最低制限比較価格	¥116, 450, 000- (消費税等抜き)
1 9	前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2 0	部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 1	その他	(1)大和高田市入札者心得に準拠する。
		(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない
		ときは、開札を中止します。
		(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第29号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札(簡易事後審査型)を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和3年3月26日

1	工事名	浮孔小学校既存校舎解体工事(再度)
2	工事場所	浮孔小学校(大和高田市 中三倉堂2丁目 地内)
3	工事期間	契約締結日から令和3年11月25日(木)まで
4	工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべ
		て満たしているものとします。
		(1) 令和2年度大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿
		の建築一式工事に登録している者であること。
		(2) 大和高田市格付け等級がA又はB級の者であること。
		(3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
		(4)建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項における
		解体工事の建設業許可を有する者であること。
		(5) 建築工事に関する監理技術者又は主任技術者(契約締結時点に
		おいて継続して3ヶ月以上の雇用関係にある者)を当該工事に専任
		で配置できる者であること。
		(6)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
		であること。
		(7)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開
		始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2
		25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ
		と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法
		の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
		(8) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80
		号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
		(9)(6)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置
		要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す
		る者でないこと。
6	競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争

認の申請	入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入
	札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限ま
	でに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格が
	ないと認められた者は、競争入札に参加することができません。
	(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、
	大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。
	(ダウンロード可能)
	(2)必要書類は、次のとおりとします。
	① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)
	② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)
	③ 「解体工事業」の建設業許可証明書等の写し
	(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に
	限る。)とします。
	(4) 受付期間
	令和3年3月29日(月)から令和3年4月2日(金)まで
	(5) 受付時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1時までを除きます。
	「時までを除さまり。  (6)受付場所
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	大和高田市大中100番地1
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの
確認通知	とし、その結果は、郵送により通知します。
	(1)郵送日
	提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除き
	ます。
	(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を
	送付します。
	(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書
	を送付します。
0 7 1 学明書 (仏検書)	
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。
の配布	(1)配布の期間
	令和3年3月29日(月)から令和3年4月2日(金)まで
	(2)配布の時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1時までを除きます。
	(3)配布の場所
	大和高田市大中100番地1
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
9 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、
についての質疑応答	次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本
	市ホームページに掲載しています。)
	(1)受付期限
	(1) 支内 新成 令和3年4月22日(木)午後5時まで
	(2)送信先
	, , , , – , , , , , , , , , , , , , , ,
	大和高田市役所 環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3) 回答期限
	令和3年4月23日(金)午後5時まで

		回答は、原則質問者に対してのみ行います。
1 0	入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
		(1) 期限
		令和3年4月27日(火)。入札執行日の前日であるため、この日
		の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
		〒635-8799
		大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留
		(3)郵送方法
		不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
		によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1	入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に
		係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額
		を消費税等抜きの金額で記載してください。
1 2	入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市
		契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す
		る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停     止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとな
		血指直安納の就足に塞づく八化参加負俗停止の指直を講しることとな   ります。
1 3	開札の日時等	うるう。
	Nu 1 2 2 11 2 3 3	(1) 日時
		令和3年4月28日(水)午前10時20分
		(2) 場所
		大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2 階 会議室
		(3) 開札結果等の公表
		開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に
1 4	 入札の無効	供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。 無効の入札については、次のとおりとします。
14	<u> </u>	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
		(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び
		虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入
		札
		(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落
		札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの
	********	した入札
1 5	落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において入
1 6		札を行った者とし、低価を示した者を優先します。   落札候補者の優先順位により5(5)に係る確認審査を実施します。
	尹 区田 且	イル医性4の優儿順位により3(3)に医分性心番重を天地しより。   (1) 審査日時
		く17 番号 ロバ     契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。
		(2)場所
		大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
1 7	落札者の決定	事後審査の結果、適格者であると判断した者を落札者とします。
1 8	契約保証金	大和高田市契約規則第30条の規定に基づき徴収するものとします。
1 9	最低制限比較価格	¥67, 190, 000- (消費税等抜き)
2 0	前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
2 1	部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 2	その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
		(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない
		ときは、開札を中止します。

(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

### 公告第30号

### 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

令和3年3月26日

	大和高田市長 堀内 大造
1 件 名	令和3年度大和高田市ケアプラン点検業務委託
2 業務期間	令和3年5月6日から令和4年3月31日まで
3 業務場所	大和高田市役所
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (3)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (4)(1)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (5)地方公共団体等において、ケアプラン点検業務の受託実績を有する者であること。 (6)以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。・プライバシーマーク【JISQ15001】
	・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ 27001】
6 競争入札参加資格確認の申請	27001】 この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類 (以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての 確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出し ない者又は入札目において競争入札参加資格がないと認められた者 は、競争入札に参加することができません。 (1)様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。 (2)必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) ③ 5の(5)の要件を満たすことを証するもの(契約書等)の 写し ④ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュ リティマネジメントシステム(ISMS)【JISQ2700 1】の認定取得を証する書類の写し ⑤ 履歴事項全部証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)

	② 「知得・江田寺の写〕 (水ケ※9、日以中のまの)
	⑥ 印鑑証明書の写し(発行後3ヶ月以内のもの)
	上記⑤、⑥は、大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登
	録名
	簿に登録している者については、提出の必要はありません。 (2) 中誌書等の提出は、持会又は似光(「「艸書のが便」又は「第月
	(3)申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易
	書留郵便」に限る。)とします。
	(4) 受付期間
	令和3年3月26日(金)から令和3年4月7日(水)まで。た
	だし、土曜日及び日曜日を除きます。
	(5)受付時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1時までを除きます。
	(6)提出場所
	〒635−8511
	大和高田市大字大中100番地1
	大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の受領後速やかに行うものと
確認通知	し、その結果は、郵送により通知します。
.,	(1) 郵送日
	提出期限の翌日から3日以内
	(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を
	送付します。
	(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書
	を送付します。
	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、
についての質疑応答	一次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本
	50000011111より。 (貝無心合宗は中塚八天は山息とし、中塚八は平
	古ホームページに掲載しています )
	市ホームページに掲載しています。)
	(1) 受付期限
	(1)受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで
	<ul><li>(1)受付期限</li><li>令和3年4月15日(木)午後5時まで</li><li>(2)送信先</li></ul>
	<ul><li>(1)受付期限</li><li>令和3年4月15日(木)午後5時まで</li><li>(2)送信先</li><li>大和高田市役所 環境建設部契約監理室</li></ul>
	<ul> <li>(1)受付期限</li> <li>令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先</li> <li>大和高田市役所 環境建設部契約監理室</li> <li>FAX 0745-49-0053</li> </ul>
	<ul> <li>(1)受付期限         令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先         大和高田市役所 環境建設部契約監理室         FAX 0745-49-0053</li> <li>(3)回答期限</li> </ul>
	<ul> <li>(1)受付期限         令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先         大和高田市役所 環境建設部契約監理室         FAX 0745-49-0053</li> <li>(3)回答期限         令和3年4月16日(金)午後5時15分まで</li> </ul>
	<ul> <li>(1)受付期限         令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先         大和高田市役所 環境建設部契約監理室         FAX 0745-49-0053</li> <li>(3)回答期限         令和3年4月16日(金)午後5時15分まで         回答は、原則質問者に対してのみ行います。</li> </ul>
9 入札書の提出方法	<ul> <li>(1)受付期限         令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先         大和高田市役所 環境建設部契約監理室         FAX 0745-49-0053</li> <li>(3)回答期限         令和3年4月16日(金)午後5時15分まで         回答は、原則質問者に対してのみ行います。</li> <li>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</li> </ul>
9 入札書の提出方法	(1) 受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年4月16日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限
9 入札書の提出方法	<ul> <li>(1)受付期限         令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先         大和高田市役所 環境建設部契約監理室         FAX 0745-49-0053</li> <li>(3)回答期限         令和3年4月16日(金)午後5時15分まで         回答は、原則質問者に対してのみ行います。</li> <li>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</li> <li>(1)期限         令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、</li> </ul>
9 入札書の提出方法	(1) 受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年4月16日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
9 入札書の提出方法	(1) 受付期限
9 入札書の提出方法	(1) 受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3) 回答期限 令和3年4月16日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。 入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799
9 入札書の提出方法	<ul> <li>(1)受付期限         令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先         大和高田市役所 環境建設部契約監理室         FAX 0745-49-0053</li> <li>(3)回答期限         令和3年4月16日(金)午後5時15分まで         回答は、原則質問者に対してのみ行います。</li> <li>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</li> <li>(1)期限         令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</li> <li>(2)郵送先         〒635-8799         大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局</li> </ul>
9 入札書の提出方法	(1)受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3)回答期限 令和3年4月16日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。  入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1)期限 令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、 この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局 留
9 入札書の提出方法	<ul> <li>(1)受付期限</li></ul>
9 入札書の提出方法	(1) 受付期限
9 入札書の提出方法	<ul> <li>(1)受付期限         令和3年4月15日(木)午後5時まで</li> <li>(2)送信先         大和高田市役所 環境建設部契約監理室         FAX 0745-49-0053</li> <li>(3)回答期限         令和3年4月16日(金)午後5時15分まで         回答は、原則質問者に対してのみ行います。</li> <li>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</li> <li>(1)期限         令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</li> <li>(2)郵送先         〒635-8799         大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留         大和高田市 契約監理室</li> <li>(3)郵送方法         不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便</li> </ul>
	(1) 受付期限
9 入札書の提出方法 10 入札書への記載	(1)受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3)回答期限 令和3年4月16日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。  入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1)期限 令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3)郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
	(1)受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3)回答期限 令和3年4月16日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。  入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1)期限 令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3)郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。  入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記
	(1)受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3)回答期限 令和3年4月16日(金)午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。  入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1)期限 令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2)郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室 (3)郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。 入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税

11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市 契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金 額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、
	大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1)日時 令和3年4月21日(水)午前10時 (2)場所
	大和高田市役所 別棟2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において 一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページ で公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2)公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3)競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない ときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第31号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

令和3年3月26日

1	件 名	大和高田市新庁舎4面マルチディスプレイ機器購入
2	納入場所	大和高田市新庁舎(奈良県大和高田市大字大中98番地4)
3	契約期間	契約締結日から令和3年7月31日(土)まで
4	業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て
		満たしているものとします。
		(1)大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「諸機器
		(電気製品)」に登録している者であること。
		(2) 奈良県内に本店又は支店等(委任先に限る。)を有する者である
		こと。
		(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

であること。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開 始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2 25号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法 の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80 号) に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6)(3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置 要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す る者でないこと。 6 競争入札参加資格確 この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類 認の申請 (以下「申請書等」という。) を提出し、競争入札参加資格についての 確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出し ない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者 は、競争入札に参加することができません。 (1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」 よりダウンロードしてください。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易 書留郵便」に限る。)とします。 (4) 受付期間 令和3年3月26日(金)から令和3年4月7日(水)まで。た だし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。 (6) 提出場所 \(\pi\) 6 3 5 - 8 5 1 1 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室 7 競争入札参加資格の 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの 確認通知 とし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除き (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を 送付します。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書 を送付します。 入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答 8 入札説明書(仕様書) についての質疑応答 票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期限 令和3年4月15日(木)午後5時まで (2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (3)回答期限

	△500万 4 □ 1 0 □ (人) F 位 F 世 1 F 八 ナ マ
	令和3年4月16日(金)午後5時15分まで
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限
	令和3年4月20日(火)まで。入札執行日の前日であるため、
	この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
	(2) 郵送先
	T 6 3 5 - 8 7 9 9
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局
	留
	大和高田市 契約監理室
	(3) 郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
	事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記
	載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市
	契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金
	額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、
	大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停
	止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。
	(1) 日時
	令和3年4月21日(水)午前10時30分から
	(2) 場所
	大和高田市役所 別棟2階 会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において
	一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページ
	で公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。
	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び
	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入
	札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落
	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの
	した入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入
	札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
	(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない
	ときは、開札を中止します。
	(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
<u>-</u>	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •

# 公告第32号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

令和3年3月26日

	大和高田巾長
1 件 名	高田商業高等学校ネットワーク認証基盤整備事業機器等の購入(再度)
2 納入場所	大和高田市立高田商業高等学校(大和高田市材木町8-3)
3 納入期限	令和3年6月30日
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て 満たしているものとします。
	(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・ 事務用機器(OA機器、ソフト)」又は「諸機器(電気製品若しくは 通信機器)」に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
	であること。 (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
	(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5)(2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す
	る者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類 (以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての 確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出し ない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者 は、競争入札に参加することができません。 (1)様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」 欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え 付けています。 (2)必要書類は、次のとおりとします。 ① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式) ② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式) (3)申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。)とします。 (4)受付期間 令和3年3月29日(月)から令和3年4月9日(金)まで。た だし、土曜日及び日曜日を除きます。 (5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。 (6)提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1
7 競争入札参加資格の	大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室 競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの
確認通知	とし、その結果は、郵送により通知します。

	(1) 郵送日
	提出期限の翌日より3日以内。土曜日及び日曜日を除きます。
	(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を
	送付します。
	(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書
	を送付します。
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答
についての質疑応答	票によりFAXで、次のとおり行います。
	(1)受付期限
	令和3年4月21日(水)午後5時まで
	(2) 送信先
	大和高田市役所環境建設部契約監理室
	FAX 0745-49-0053
	(3)回答期限
	令和3年4月22日(木)午後5時15分まで
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限
	(1) 別版 令和3年4月27日(火)まで。入札執行日の前日であるため、
	この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
	この日の立日以降に到有した八代音は無効とします。 (2) 郵送先
	〒635-8799
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局
	留
	世 大和高田市 契約監理室
	(3)郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
	事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記
	載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市
	契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金
	額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、
	大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停
	止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。
	(1) 日時
	令和3年4月28日(水)午前11時00分から
	(2)場所
	大和高田市役所 別棟2階 会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において
	一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページ
	で公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。
	(1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び
	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入

		(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落 札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの した入札
1 4	落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入 札を行った者とします。
1 5	契約保証金	免除します。
1 6	その他	<ul><li>(1)大和高田市入札者心得に準拠する。</li><li>(2)天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</li><li>(3)詳細は入札説明書(仕様書)によります。</li></ul>

## 公告第33号

# 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

令和3年3月26日

1	件 名	GIGAスクール構想推進事業(既実施事業の追加)機器等の購入(再
		度)
2	納入場所	大和高田市立小中学校 1 1 校
		教育委員会(大和高田市役所 サーバー室)
3	納入期限	令和3年6月30日
4	業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5	入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て
		満たしているものとします。
		(1)大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「文具・
		事務用機器(OA機器、ソフト)」又は「諸機器(電気製品若しくは
		通信機器)」に登録している者であること。
		(2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
		であること。
		(3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開
		始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2
		25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ
		と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法
		の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
		(4)大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80
		号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
		(5)(2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置
		要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す
		る者でないこと。
6	競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類
言	忍の申請	(以下「申請書等」という。)を提出し、競争入札参加資格についての
		確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出し
		ない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者
		は、競争入札に参加することができません。

	(1)様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」
	欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え
	付けています。
	(2)必要書類は、次のとおりとします。
	① 一般競争入札参加資格確認申請書(指定様式)
	② 暴力団排除に関する誓約書(指定様式)
	(3)申請書等の提出は、持参又は郵送(「一般書留郵便」又は「簡易
	書留郵便」に限る。)とします。
	(4) 受付期間
	令和3年3月29日(月)から令和3年4月9日(金)まで。た
	だし、土曜日及び日曜日を除きます。
	(5) 受付時間 (5) で (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1時までを除きます。
	(6)提出場所
	〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1
7 兹各寸十分加次协办	大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの
確認通知	とし、その結果は、郵送により通知します。
	提出期限の翌日より3日以内。土曜日及び日曜日を除きます。
	(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を
	送付します。
	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書
0 111説明書(仏祥書)	を送付します。
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答
についての質疑応答	票によりFAXで、次のとおり行います。 (1)受付期限
	(1) 支行期限   令和3年4月21日(水)午後5時まで
	(2)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室
	大和同田印役別 - 東現建設部矢利監理室 FAX - 0745-49-0053
	(3) 回答期限
	(3) 回各期限 令和3年4月22日(木)午後5時15分まで
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
9 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
	八札音は、次のとねり郵送により支け付けるものとします。   (1)期限
	(1) 知成
	この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
	(2) 郵送先
	〒635-8799
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局
	留
	大和高田市 契約監理室
	(3) 郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税
- 0 / 1 D D 1/ HUTTY	事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記
	· //- · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市 契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金 額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、 大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停 止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1)日時 令和3年4月28日(水)午前11時15分から (2)場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室 (3)開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において 一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1)大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2)公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3)競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入 札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない ときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

## 公告第34号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可され、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供します。

令和3年3月31日

大和高田市長 堀内 大造

- 1 施工者の名称
  - 大和高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画道路事業3・5・704号本郷大中線

3 事業施行期間

変更後の事業施行期間 平成7年11月28日から令和5年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分
  - 変更なし
- (2) 使用の部分

なし

5 縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

## 教育委員会

#### 教育委員会告示第5号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和3年3月5日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年3月10日(水)午後3時30分

2 場所

市役所 別棟2階 教育長室

3 議案

第1号 教職員人事について

第2号 その他

・ 令和3年度の組織改編に向けた市長部局への協議申入れについて

## 教育委員会告示第6号

大和高田市教育委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年3月16日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年3月26日(金)午後1時30分

2 場所

市役所 4 階 委員会室

3 議案

第1号 ICT研究会の進捗状況について

第2号 規則・要綱等の改廃・制定について

第3号 その他

・後援願いについて

## 教育委員会告示第7号

大和高田市教育委員会3月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和3年3月22日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年3月23日(火)午後1時00分

2 場所

市役所2階 教育長室

3 議案

第1号 市職員人事について

## 農業委員会

#### 農業委員会告示第4号

大和高田市農業委員会3月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年3月1日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和3年3月5日(金曜日)午後3時

- 2 場所
  - 総合福祉会館 3階研修室
- 3 議案
  - 第1号 農地法第3条第1項についての申請の件
  - 第2号 農地法第5条規定による申請の件
  - 第3号 農地法第18条第6項について通知の件
  - 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について
  - 第5号 農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について
  - 第6号 その他

### 農業委員会告示第5号

大和高田市農業委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月5日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

大和高田市農業委員会規程の一部を改正する告示

大和高田市農業委員会規程(昭和32年8月2日農業委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

第9条中

Γ

員農大大和高芸日市

(方17mm) <sub>| を</sub>

(方18mm)

」に改める。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

# 公営企業

#### 上下水道事業告示第1号

大和高田市公共下水道の供用及び処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により下記のとおり告示する。

その関連図面は、令和3年3月9日から2週間、上下水道部下水道課に備え置いて縦覧に供する。 令和3年3月9日

> (大和高田市上下水道事業管理者) 大和高田市長 堀内 大造

記

- 1 供用及び処理を開始する年月日 令和3年3月23日
- 2 供用及び処理を開始する区域

高田川第5処理分区 東中2丁目

高田川第6処理分区 今里町・蔵之宮町

高田川第7処理分区 築山

3 供用を開始する排水施設の区域

大和高田市全図参照(1:10,000) 上下水道部下水道課にて縦覧

4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別

分流式

5 終末処理場

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野460 奈良県第2浄化センター

#### 上下水道事業告示第2号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定 により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、同規程 第10条第2号の規定により告示する。

令和3年3月19日

(上下水道事業管理者) 大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名

2 代表者名 3 所在地

西尾設備

西尾 博明

奈良県吉野郡大淀町中増796-1

### 上下水道事業告示第3号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、水道料金及び下水道 使用料の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の 4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年4月1日

(上下水道事業管理者) 大和高田市長 堀内 大造

- 1 委託を受けた者
  - •第一環境株式会社 関西支店
  - · 弁護士法人 館野法律事務所
- 2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 上下水道事業告示第4号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定 により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1 号の規定により告示する。

令和3年4月9日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

1 事業者名 2 代表者名 3 所在地

有限会社 きじもと

木地本 義久

奈良県吉野郡下市町大字小路14番地

#### 上下水道事業公告第3号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

令和3年3月26日

(大和高田市上下水道事業管理者)

大和高田市長 堀内 大造

工事名

配水管布設替工事(S01)·消火栓布設替工事(消01)

2 工事場所	大和高田市 日之出東本町・神楽3丁目 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年8月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべ て満たしているものとします。
	(1)大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水 道)に登録している者であること。
	(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。
	(3) 耐震継手配管技能者および石綿作業主任者を配置することができる者であること。
	(4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
	(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開 始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2
	25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ
	と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法 の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
	(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80 号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
	(7)(4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す
	る者でないこと。 (8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発
	注工事が履行中(落札した時点から完成検査に合格するまで)の者 でないこと。
	(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他 の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争
認の申請	入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入
	札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限ま   でに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格が
	でに甲請音等を旋山しない有文は八代日において競手八代参加責格が   ないと認められた者は、競争入札に参加することができません。
	(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとしま
	す。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」
	欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、水道工務課にも備え
	付けています。
	(2)必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を
	(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓
	約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と
	同様に大和高田市ホームページに掲載しています。
	(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に 限る。)
	とします。
	(4)受付期間
	令和3年3月29日(月)から令和3年4月2日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
	(5) 受付時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。
	(6)受付場所
	大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課
	//国国日日上   //尼尹木// 日 上   ///尼印///尼上4万M

7 兹各 1 扎 乡 加 次 牧 の	<b>競名1月 名加次枚の放割は、由注事炊の担用地阻ナは、マケミすの</b>
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの
確認通知	とし、その結果は、郵送により通知します。
	提出期限の翌日より3日以内。土曜日及び日曜日を除きます。
	(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を
	送付します。
	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書
	参加賃格を認めなからた有に対しては、その理由を作した通知書   を送付します。
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望
の閲覧等	者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。
	(1)閲覧等の期間
	(1) 閲覧寺の朔間 令和3年3月29日(月)から令和3年4月2日(金)まで。た
	だし、土曜日及び日曜日を除きます。
	(2)閲覧等の時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1時までを除きます。
	(3) 閲覧等の場所
	大和高田市大東町5番22号
	大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課
9 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、
についての質疑応答	次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本
	市上水道ホームページに掲載しています。)
	(1) 受付期限
	令和3年4月14日(水)午後5時まで
	(2)送信先
	大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課
	FAX 0745-23-3850
	(3)回答期限
	令和3年4月15日(木)午後5時まで
	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
	(1) 期限
	令和3年4月19日(月)。入札執行日の前日であるため、この日 の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
	の翌日以降に到有した八代音は無効としまり。   (2) 郵送先
	〒635-8799
	留
	大和高田市 契約監理室
	(3)郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に
	係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額
	を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市
	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す
	る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停
	止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとな
	ります。

1 0 1111 0 1114	7 H 3 0 1 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。
	(1) 日時
	令和3年4月20日(火)午前9時30分
	(2)場所
	大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2 階 会議室
	(3) 開札結果等の公表
	開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表し
	ます。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。
	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び
	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入
	札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落
	札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの
	した入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の
	価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限比較価格	¥11,720,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
	(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない
	ときは、開札を中止します。
	(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。
	<u> </u>

## 上下水道事業公告第4号

## 入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告 します。

令和3年3月26日

(大和高田市上下水道事業管理者) 大和高田市長 堀内 大造

1 工事名	配水管布設替工事(S02)
2 工事場所	大和高田市 大谷 地内
3 工事期間	契約締結日から令和3年8月31日(火)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1)大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。 (2)大和高田市内に本店を有する者であること。 (3)耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第2

	25号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ
	と。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法
	の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
	(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80
	号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
	(7)(4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置
	要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当す
	る者でないこと。
	(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発
	注工事が履行中(落札した時点から完成検査に合格するまで)の者
	でないこと。
	(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他
	の入札案件において落札者となった者でないこと。
6 競争入札参加資格確	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争
認の申請	入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入
	札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限ま
	でに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格が
	ないと認められた者は、競争入札に参加することができません。
	(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとしま
	す。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」
	欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、水道工務課にも備え
	付けています。
	(2) 必要書類として、5 (7) に係る暴力団排除に関する誓約書を
	(1) の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓
	約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と
	同様に大和高田市ホームページに掲載しています。
	(3) 申請書等の提出は持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に
	限る。)
	とします。
	(4) 受付期間
	令和3年3月29日(月)から令和3年4月2日(金)まで。た
	だし、土曜日及び日曜日を除きます。
	(5)受付時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1時までを除きます。
	(6)受付場所
	大和高田市大東町5番22号
	大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うもの
確認通知	とし、その結果は、郵送により通知します。
mapa (CE) III	
	提出期限の翌日より3日以内。土曜日及び日曜日を除きます。
	(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知
	参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を
	送付します。
	(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知
	参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書
	を送付します。
8 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望
の閲覧等	者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。
- Nana 4	(1)閲覧等の期間
	令和3年3月29日(月)から令和3年4月2日(金)まで。た
	1

	だし、土曜日及び日曜日を除きます。
	(2) 閲覧等の時間
	午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後
	1時までを除きます。
	(3) 閲覧等の場所
	大和高田市大東町5番22号
	大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課
9 入札説明書(仕様書)	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、
についての質疑応答	次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本
	市上水道ホームページに掲載しています。)
	(1)受付期限
	令和3年4月14日(水)午後5時まで
	(2)送信先
	大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道工務課
	FAX 0745-23-3850 (3) 回答期限
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	令和3年4月15日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。
	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。
	八代音は、例のこれり郵送により支われりるものとします。   (1)期限
	(1) 列級
	の翌日以降に到着した入札書は無効とします。
	(2) 郵送先
	T 6 3 5 - 8 7 9 9
	大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局
	留
	大和高田市 契約監理室
	(3)郵送方法
	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便
	によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に
	係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額
	を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市
	契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当す
	る金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停
	止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなり
10 即4 の口中2	ります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時
	(1) 日時 令和3年4月20日(火) 午前9時40分
	(2)場所
	(2)場所   大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室
	(3) 開札結果等の公表
	(3) 開代相来等の公表
	ます。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。
= 2 7 4 1 a · 2 / 11/29	(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
	(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び
	虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入
	札
	(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落
-	

		札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの
		した入札
1 5	落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の
		価格をもって入札を行った者とします。
1 6	契約保証金	免除します。
1 7	最低制限比較価格	¥7,370,000-(消費税等抜き)
1 8	前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9	部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0	その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。
		(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができない
		ときは、開札を中止します。
		(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

# 議会

### 市長の専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上市の義務に属する1件100万円以下(市が加入する賠償保険及び補償保険による保険金により解決される場合にあっては、300万円以下)の損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。
- 2 市営住宅の家賃の支払い又は、管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 3 支払督促の申立てに係る訴えの提起及び和解(前項に規定するものを除く。)に関すること。 附 則
  - この指定は、令和3年4月1日から施行する。